

平成25年 第2回沼田町議会定例会 会議録

平成25年 6月20日(木)

午前 10時00分 開会

1. 出席議員

議長	9番	杉本邦雄	議員	1番	津川均	議員
	2番	上野敏夫	議員	3番	高田勲	議員
	4番	久保元宏	議員	5番	長原誠	議員
	6番	鶴野範之	議員	7番	絵内勝己	議員
	8番	中村保夫	議員	10番	渡辺敏昭	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	金平嘉則	君	監査委員	金子幸保	君
教育委員長	日暮茂男	君	農業委員会長	山岡禎弘	君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	神憲彦	君	総務課長	辻広治	君
政策推進室長	横山茂	君	財政課長	辻山典哉	君
農業振興課長	栗中一弘	君	商工観光課長	菅原秀史	君
住民生活課長	谷口勲	君	建設課長	中野栄治	君
保健福祉課長	吉田憲司	君	和風園園長	橋英則	君
旭寿園園長	三浦剛	君			

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	生沼篤司	君	次長	篠原毅	君
-----	------	---	----	-----	---

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	浅野信行	君	書記	吉田正晴	君
------	------	---	----	------	---

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
	一般質問
報告第 1 号	繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
報告第 2 号	株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について
報告第 3 号	財団法人沼田交通教育協会の決算に関する書類の提出について
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 24 年度沼田町一般会計補正予算専決第 3 号)
議案第 48 号	沼田町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案第 49 号	沼田町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
議案第 50 号	沼田町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
議案第 51 号	沼田町宿泊交流センター条例の制定について
議案第 52 号	沼田町民体育館設置条例の一部を改正する条例について
議案第 53 号	国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 54 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
議案第 55 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
議案第 56 号	平成 25 年度沼田町一般会計補正予算について
議案第 57 号	平成 25 年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第 58 号	平成 25 年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第 59 号	平成 25 年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について
議案第 60 号	平成 25 年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
議案第 61 号	平成 25 年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第 62 号	平成 25 年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第 63 号	沼田小学校グラウンド整備工事の請負契約について
発議第 4 号	沼田町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定について

(開 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）おはようございます。これより、定例会を開会する前に、出席者の傍聴者の方々へ一言申し上げます。本日、議員並びに理事者、説明員におきましては軽装のまま、議案審議を行いますことを予め申し添えます。傍聴の皆様におかれましても、楽な姿勢で議会の傍聴をいただければと議長よりお伝えいたします。只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、本日を以って召集されました、平成25年第2回沼田町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（杉本邦雄議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、中村議員、10番、渡邊議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（杉本邦雄議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。中村委員長。

(議会運営委員会報告 中村委員長登壇)

○委員長（中村保夫委員長）おはようございます。平成25年第2回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議の結果を申し上げます。去る6月14日午後3時から議会運営委員と議長出席のもと、議会運営委員会を開催致しました。議会事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところであります。

これによりますと、今定例会に提出される案件は、諸般報告2件、一般質問、町長に対して7人7件、教育長に対して1人1件、更に、報告3件、専決処分1件、計画変更案1件、条例案5件、規約変更案2件、平成25年度補正予算案7件。

以上、付議案件全般について審議致しました。その結果、今定例会の会期としては、本日20日から21日金曜日までの2日間とすることで意見の一致をみております。

以上を申し上げます。議会運営委員会の報告と致します。

○議長（杉本邦雄議長）お諮り致します。本定例会の会期は委員長の報告のとおり

本日から21日までの2日間に致したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から21日までの2日間に決しました。

(諸 般 報 告)

○議長(杉本邦雄議長) 日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書を提出致しましたのでご覧願います。

(町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告)

○議長(杉本邦雄議長) 日程第4、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題と致します。始めに町長から報告を願います。町長。

(金平嘉則町長 登壇)

○町長(金平嘉則町長) おはようございます。平成25年第2回定例会を招集申し上げましたところ、ご多用にもかかわらず、全議員のご出席を賜りましたことにまずもって御礼を申し上げます。では、一般行政報告を申し上げます。

(以下、一般行政報告書を朗読)

○議長(杉本邦雄議長) 次に教育長より報告願います。教育長。

(生沼篤司教育長 登壇)

○教育長(生沼篤司教育長) 続きまして、教育行政報告をさせていただきます。

(以下、教育行政報告書を朗読)

○議長(杉本邦雄議長) 以上で、一般行政報告並びに教育行政報告を終わります。ここで休憩を致します。

10時38分 休憩

13時00分 再開

(一 般 質 問)

○3番(高田勲議員) 3番高田であります。私は通告通り、カナダポートハーディとの交流について、お金の掛かる話もございますので、町長の国際交流に関する思いも含めてそのお考えをお伺いしたいと思っています。

今からもう19年前になりますが、平成6年我が町がちょうど開基100年の年でありました。9月の何日かは忘れましたが、たぶん4日だったかなと思っているんですけども、当時私は商工会青年部の部長を務めておりまして、町民会館では、非常に天気の良い暑い日で開基100年の記念式典が行われておりました。我々は、その前のコミュニティロードでですね、町から依頼されて商工会青年部と

して町民向けのイベントを行っていたと。当然開基100年の式典の中では色々なことが次第にしたがって行われていたんでしょうけれども、その時ですねポートハーディ市との姉妹都市の調印が行われたという風に認識してございます。その後、屋外に設置されている仮設ステージの方に当時の篠田元町長と当時のポートハーディ市の市長さんでありましたラスさんがですね、仮設ステージの方にお見えになりまして、一緒に餅まきをした記憶がつい先日のことのように思います。それ以降、ほぼ毎年のように派遣と受入れを交互に繰り返して、今に至っております。まあ途中、9.11のテロですとか3.11の震災なんかで、単年ですけれども交流が途絶えたことがありましたけれどもまた翌年に再開され、順調に交流を続けてきたところでもあります。現在は交流事業そのものはポートハーディ交流協会の方に委託されたような形になっておりまして、彼らが中心になって補助金をいただきながら、子供達の国際感覚の涵養や異文化の交流、町にも「ゆめっくる」にトーテムポールが1基ありますし、ポートハーディに行かれた方でしたら分かると思いますが、ポートハーディのフロントベイと言っていいのかどうか分かりませんが、海沿いのところに、日本庭園というか公園が向こうの人の手によって建設されております。

昨年、たまたま金平町長が団長となってこちらから交流団ということでポートハーディに行った訳ですけれども私も一町民の立場でその派遣に参加させていただきました。当然私も交流協会の役員をやっておりますので、向こうに行きまして議員は関係なしに、一交流協会の役員としてポートハーディでは、姉妹都市委員会と呼んでいますけれども、幹部の方と夜にならないと通じない私の英語を駆使しまして、色々とお話をする訳ですけれども、向こうの町も交流の最初は1994年なんだよという認識は一緒でありました。つまり平成6年ですね。平成6年から交流が始まっているんだよ。その前の年に今の金平町長あるいは今の商工会長、そして元の篠田町長が93年に行った時に色々、木を植えたりしてきているんですけども、基本的にはというか交流の最初は94年だよという風な共通の認識にたった訳であります。その中で、本来ですと今年はポートハーディから沼田にお客さんが見えられて、沼田町側としては受入れの年、それから開基120年、姉妹都市提携20年の26年は、こちらから派遣の年というのが通常の流れであります。向こうの姉妹都市委員会の人達によりまして「是非、私達も20周年を記念して、25年も希望者はいるんだけど26年も是非多くの方が沼田を訪れることを望んでいます。」ということをお聞きされ、私もその場で即答できるような立場でも何でもないので「持ち帰ってよく仲間と検討しますよ。町にもお願いしてみますよ。」という話をしてきた経緯はあります。

5月の末だと思いましたが、ポートハーディ交流協会の総会がございました。そ

の中でも、このようなことをお伝えすると、交流協会の方ではそれは是非向こうの希望に沿うように何とか努力したいものだというので、交流協会も事務局の体制やら色々な体制を色々見直ししながら、26年に、まあ25年も受入れ事業は行う訳ですけども、26年に備えましょうということで体制を作っています。

そこで、町長に具体的な質問なんですけれども、当初25年は受入れ、26年は派遣、それぞれ所定に従って予算をそれぞれ付けていただくことをお願いしていた訳なんですけれども、24年も実は派遣もして、受入れもしているんです。この時は受入れの費用というのは、一切手を付けず、ほとんど会員の負担で24年の受入れは行っています。23年については震災で中止ということだったと記憶しています。この辺も、過去に努力してきたよということも含めまして、来年26年に向けて町民による色々な記念行事の検討会も始まったようでございますので、来年に向けて予算等のお金の話も含めて町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）経過等については高田議員に今お話しいただいたので私も理解していますし、その平成5年に、今から20年前に最初に元町長と私と吉住会長、広野君で行って、私も去年20年振りにポートハーディを訪れてまいりました。まああれから20年の中です、今高田議員がおっしゃったような色々な交流がなされてきています。20年前と比べると向こうの関係者、姉妹都市委員会の人達もちゃんと組織ができてますし、きちっとした思いがあって北海道沼田に来たいという強い事も感じてまいりました。私もやっぱり関わった関係、それから去年いった関係も含めて、この国際交流については今後も継続していくのが基本だと思いますし、昨今の北海道の中でも、姉妹都市の交流が経済的な状況でやめたり、中止したりという町が多いのはたぶん高田議員もご存じだと思いますし、そういった流れであります。まあそういった中で、私どももずっとこういう形で20年も交流できたのは、やっぱりそれなりの思いとそれから成果なりがあったのかなという思いでございますので、これもよっぽど私どもの町が経済的にならない限りは、多少あれでもやっぱり交流は続けていいかなと思っているのが基本でございます。それで来年度について、まあ来年の話ですので、今年8月に来ることが内々定している訳でございますから、来た中でも色々という来年の話もしなければいけないと思っておりますので、その中では今基本的には私どもが、派遣するし、来る方についてもそれなりの対応をするという考え方は持ちたいなと思っております。

○3番（高田勲議員）それは来年に関してか。26年に関してか。

○町長（金平嘉則町長）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、高田議員。

○3番（高田勲議員）あの、来年は何人来るか正直言って分からないんです。それ

で昨年ちょっと行ってさっと話した感じでは、10人とか12人のレベルじゃないのかなと思っているんですよ。きっと20人以上の人が大挙して沼田を訪れてくれるんだろうなという風な思いもあります。その辺は来年の話なので、またこれは町長の予算を編纂するときの色々な思いもあるんでしょうけれども、ちなみにですね、今年も受入れ事業で予算は100万円ついているんですけれども、4日ほど前に町長も伺っていると思いますけれども、ポートハーディからメールが届いておりまして、今年はどうも8人、その内家族が2つ、家族といっても3人組の家族と2人組の家族がいますので、全部で8人ぐらいの予定なんです。去年は3人ぐらいでしたので、町からの補助金は一切手を付けなくて、自分達で何とかやってみようよということで、自腹でやったんですけれども、協会もなるべく今年もそんなに、まあどうしようもないところはどうしようもないんだけど、みんなで負担しながら受入れ事業を今年はしたいねという話もこの間から役員の方ともお話ししてございますので、来年の話をしたら鬼が笑いますけれども、今年も受入れ事業ももちろん協会の方で責任を持って行いますので、来年は派遣も当然子供達の為には定期的にしてあげなきゃいけないと思いますし、それから受入れの方もきっと多くの方が沼田を訪れてくれるんだろうなという風に思いますので、宜しくお願ひしたいなと思うんですけれども宜しいでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）来る分については全然歓迎ですので、来る分をお金がないから皆さん20人を10人にしてくださいということは私どもは言えないと思いますので、それは基本的には受け入れる形で協議をしていきたいと思っていますし、まあこれは質問にはごさいませんでしたけれども、20年を迎える訳ですから派遣の在り方もやっぱり高田議員もたぶん感じていらっしゃると思いますけれども、派遣の在り方、時期等も含めて、これもやっぱり20年を契機に考えて、今年来た皆さんと協議して今後の20年間の在り方をまた考えたいと思っていますので、それは前向きに対応したいという風に思っています。

○3番（高田勲議員）終わります。

○議長（杉本邦雄議長）はい、以上で高田議員の質問を終わります。次に、6番鵜野議員。農業の成長戦略について質問してください。

○6番（鵜野範之議員）はい、議長。6番鵜野です。私の方から、最近安倍総理が成長戦略の関係について色々な報道がなされている訳ですけれども、とりわけ農業分野の成長戦略についてお伺いしたいと思っております。

先月、5月の17日に成長戦略ということで、第2弾ということで発表されたんですけれども、その中で農業関連では農家が生産から加工、販売まで手掛ける6次産業の市場を今後10年間で10兆円に拡大するとともに、農業所得を現在の3兆

円から倍増するというような発表がなされ目標を掲げられた訳ですけれども、我々農業にとってはとても夢のような話でどうなのかなという風な思いでいる訳ですけれども、これを政府が掲げた主な目標数値を整理してみますと、6次産業の市場規模を現在1兆円なんですけれども、それを10兆円にすると、10倍ですね。それから農林水産物、食品輸出額を4,500億現在ある訳ですけれども、それを10年で1兆円にする。担い手の米生産コストを全国平均、今1俵あたり16,000円なんですけれども、まあ北海道はそれより何千円か安い訳ですけれども、それを4割削減するよと、これは若干問題なんですけれども担い手の農地利用率を5割から8割。あの、北海道においてはたぶんこれは十分クリアされているのかなという風に思いますけれども、全国平均でいうと担い手が利用している面積というのは5割程度、特に耕作放棄地等があってこれを何とかしたいんだという政策なんだと思うんですよね。これについては、農地中間管理機構という組織を設けながら、そこで集積し、基盤整備、団地化して法人、それから大規模家族経営等に渡していくんだよというのと、更に今回企業に関してでもそういったことを間口を広げますよ、企業の間口を広げるといような内容でないかなと思っております。それらを含めて農業農村全体の所得が3兆円から6兆円にしたいんだということで、農家所得が直接倍になるのかなという風に感じたわけですけれども、実際こういう報道でいうと農村地区のそういった産業を構築することによって、所得を倍増にしたいんだという内容に受け止められる気がしております。

現在そしたら農業生産額はどのくらいあるんだということになりますけれども、9兆4,000億ある訳です。これを10年で12兆円まで上げるということで、これだけで倍になるという訳ではなく、この軸になるのは6次化の規模の10倍、1兆円から10倍にするんだというのが柱になっていくのかなと思っております。この12兆円の生産額にするっていうのは10年間で年2%の成長率、今のアベノミクスで2%の成長を見てそういう金額をたてるということなんで、さほどこれについては期待できるのかできないのか不安なのかなという風に感じております。それから基本的に今後10年間で農家戸数をキープさせるのではなくて農業法人だとか会社経営っていう格好をとっていきたいんだらうなという中身でいうと今、農業法人が12,000法人ある訳ですけれども、50,000法人までにしていきたいと、4倍にするんだよっていうのと、40代以下の農業従事者、これ20万人いるんですけれども、倍の40万人にする。要は農家戸数を最終的には企業的な農業を選んでいながら農業所得を倍にしていくのかなというように感じてこういう報道を見ている訳ですけれども、とりわけこれらの成長戦略を踏まえて考えた時に、地域と農家にどう関連させて還元させていくかが一番この出てきている中身のポイントなのかなという風に考えている訳です。町長はこの成長戦略についてまずどのよ

うにお考えなのかっていうことを1点お伺いしたいのと、せっかくこういった成長戦略の中で、農村地域の所得を倍増しますよというような内容を来年度から施策として、それから予算を組んでいくっていう中において、本町において所得倍増をどのようにしていくのか、どういう風にしていったらいいのか、どういう風に描いてほしいなっていう気持ちはあるんですけども、描き方をお伺いしたいなと思います。2点宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）今、鵜野議員言っていたアベノミクスの中での成長戦略についてお話がございました。まああの色んな報道を見ると掲げたものはあるけれども、具体策がまだ見えていないという形で疑問視する報道もございますので、今後まあこれから選挙もございまして、具体的な予算の概算要求がこれから8月に出てきますので、そういった中で、今具体的に出てこないとまだ我々も何とも言えませんが、今の現状でいえば期待する面もありますので、それはその今後出てくる具体的な方策を見つつ、的確に農業者それから農協とも協議をしながら沼田全体の農業が上がるような展開をしていきたいと思っております。それで、その所得を倍増するっていうことに関しても6次化の問題も鵜野議員が仰いましたけれども、これは基本的に今6次化でやっているのは農業者自ら、それから個人、それから法人も含めて本当に色んな例がございます。確かにですから私どもとしても本当に農業者それから法人が6次化に向けて販売加工、それから展開、色んな海外輸出とか含めてやることに関しては、私どもも大歓迎でございますしできればそういった動きが町内で起きてこないかなという風に期待しているところでございます。それらに対しても的確な国のアドバイスなり、それから色々な事業を持ってきて組み合わせると。それで農業者の行われることも含めて農協とまた私ども行政とどうできるかは、これから具体的に色々と考えていかなければいけませんけれども、とりあえずまた沼田町でまだ6次化の動きがございませんので、それらにつきましてもやっぱり今後様子を見ていきたいなという風に思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、鵜野議員。

○6番（鵜野範之議員）この成長戦略の中で一番心配している部分は、農地の集積の関係、まあ所得倍増の部分についてはまた後ほど次の段階でお伺いしたいんですけども、結局企業が農地を開放していくというような形の中で本当に地域が、農業者が農地じゃなくて企業が大きなスタイルの中で買い取られるというのが一番大きな、まずこの中での問題点だという風に私は感じている訳なんですよね。特にこの成長戦略の中身、これは農業の関係なんですけれども基本的には企業中心になったような、企業が作ったような農業の成長戦略みたいな恰好で企業をいかに農業と絡めるかっていうのがこの柱にあるような感じもしています。府県の遊休農地を企

業が買い取ってという部分については十分仕方ない部分があるのかなとは思いますが、北海道の中でそういった遊休農地の関係についてはそんなに無いですし、これが全国規模の中で一斉にやられますと、やっぱり北海道の一等地でも向こうで見ると何十分の一の金額で何千haの規模で企業が買占めできるのかな、そうなった時にそこにある農家戸数は当然減っていくし、地域自体がどうなっていくのかなという心配もあります。特に北海道っていうのは農家、組合員、農協っていう中で一番ダメージがくるのは農協がそういった農産物の集荷というのはたぶん出来なくなってしまうのかなと感じています。そういったことも含めながら、守るものは守っていただきたいなという風に思っていますし、特に今6次化の関係なんですけれども、農地集積についてまずどういう風にお考えなのかということをもっとお伺いしたいのと、この6次化についても、今なかなか取り組めない状態だよっていうことの町長の答弁だったかなと思うんですけれども、やっぱり企業でない農家が単独でこれを取り組むっていうのは非常に難しいんですよ。自分で作る、加工する、流通させる、管理させる。それを取り組みやすいような何かシステムづくりというのにも必要ではないかなという風に思う訳なんですけれども、その点2点お伺いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）基本的に企業参入が沼田で起きるかっていう問題は、私はそれほど起きないと思っていますし、今まで色々な事業が続いて農業を守ってきた訳ですからここで新たに新規参入を含めて農業が企業に代わっていく、農家さんの農地の管理が企業になるというのは私は想定できないと思っていますし、そういう意味では農地はきちっと守るべきだと考えさせていただきます。それであと6次化の関係で農家単独でできないから、何か取り組みやすいということは、システムというか行政が何とかせいという意味かなと思いますけれども、先程言ったように基本的に農家さんがきちんと自分の所得をまずあげて考えていただかないと、自らそういった姿勢を示さないと次のステップに行かないと思いますので、まあそういった姿勢が出た段階においては私どもがやれることはしなきゃいけないなと思っています。

○議長（杉本邦雄議長）はい、鶴野議員。

○6番（鶴野範之議員）どの地域も今後同じだと思うんですけれども、人口はどんどんどんどん減っていくし、農家人口も減っていきます。それで、減らないのは農地であってそれを守って行かなければならないのは、そこに住んでいる農業者であったり法人だったりなんだと思うんです。まあ強くこの中で農業の規模拡大を示唆しながら進めていくんだっていう、まあ人口が減るんだから規模拡大は当然そうなんですけれども、ただ単にそれだけでは地域が成り立っていかないと思っております。

す。今回、農業の成長戦略の中で6次化がこういった中で取り上げて行けるんだ、地域の中でやっていかなければいけないんだってなった時に、行政の中でも何かやりやすいスタイルを作っていけないのかなと思っていますし、そこで産業を誘致するんでなくて作ることも一つの雇用対策なのかな、沼田の中で何か作れるものを作っていくっていう体制づくりもまた1つの案なのかなという風に思っています。そういった中で、これは農業者だけじゃなくて、農業、商業、工業一体となりながら、そして行政も含めながら何か取り組めるような格好の中で、一年に一産業できるぐらいの新しい画期的な方法がないのかなと思っていますし、その事が地域の所得倍増につながっていくと感じているんですけれども、こういった取り組みができないのかっていうことがもう一点質問させていただきたいのと、そういったことで沼田の産業を町長は今後どう描けるのかということも再度お聞きしながら私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）正に、ここ最近の動きとしては、商工会も農商連携の事業を経産省から補助金をいただいて行っているのはご存じだと思いますし、今後とも私どもは今、今年度中には農産加工場も作りまして、それを利用した中の次の新しい展開も考えられるだろうし、そう考えると色んな可能性はあるのかなという風に思っています。先日、今回北いぶき農協の役員さんが変わられました。私どもにも専務がおりますので、この間、今後の農業の在り方についても若干役員さん一部と意見交換させていただきました。また、7月に北いぶき農協沼田の全部の役員さんとも予定しておりまして、その中にも今言ったように商工会とか他の関係の方も入っていただいて、今後の所得を上げるとか、どうやって農地を守るとか、これから65歳以上で後継者のいない農家の方が沢山いらっしゃいますから、今後出てくるであろう農地をどうするかという問題も含めて、今後の農業の在り方も含めて、農協も含めて協議をしてそういった6次化に関しても話題にあげて取り組みやすい、今議員さんが仰るようなシステムの在り方も含めて協議していければなと思っています。

○議長（杉本邦雄議長）以上で鶴野議員の質問を終わります。次に、4番久保議員。

『沼田町の医療を町民と守る条例』を制定してはいかがか？を質問してください。

○4番（久保元宏議員）はい、議長。私は沼田町の医療を町民と守る条例を制定してはいかがかという質問をさせていただきます。現在、町内各地を町長を始めとして、沼田町の医療、福祉体制の今後を考える会というのを回ってらっしゃるようでございます。概ね、ざっくり聞くと、これから沼田町の町民が亡くなる時は、深川の第一病院で亡くなるのかなと。例えば、うちの父も母も愛する家内も第一病院で亡くなって私だけが生き残るのかなと。ただ、しかし沼田町民から病院が遠い存在

になるのではなくて、むしろ町長さんの提案では町立の病院にするということを仰っていましたので、むしろ今まで以上に厚生病院が町民に近い存在になるような方向に、私たちが環境づくりをしていかなければいけないんじゃないかなと、そんなような気持ちを持って今回の質問を提案させていただきました。その為には、今まで以上に町立の病院なり診療所に対して、経営の立場から目標を設定すると。その目標に対して町民が全員で参加するような環境づくりをする。それに対して条例として裏付けをする。この3つをセットにして、町民全員の病院だというような体制を是非作っていただきたい、そう考えております。

まずはその3つの内のひとつの目標の設定ですが、ご存じだと思いますが、総務省の財政局で2008年に公立病院改革プランというのが策定されまして、翌年の2009年から各市町村でこれは活用されているようです。3つの指標の目標を掲げて義務付けしているようですが、1つは経常収支比率、2つ目は職員給与費比率、3つ目は病床利用率で病床が仮に無くなるとすれば経常収支比率と職員給与費比率を沼田町もこれから町立病院として設定するという義務が発生すると思います。この義務を今後どのような部門でどのように設定するのか。もし仮にこの目標が既に設定済みでございましたらこの機会にご報告いただきたい。もしくはこれにかかわらず、沼田町も今後は指定管理者が別にいるとは言え、運営の本体になりますのでどのような目標を掲げて今回の事業に取り組むのかということも併せてお聞きできたらと思います。

2つ目に町民参加型の環境づくりということなんですが、これから自分達の病院だという環境を作るために、ガイドライン、若しくは町民が近づく為のサークルみたいなものを作っていく、環境づくりの誘い水みたいなものを行政の方で是非やっていただければいかかかとそんな質問をさせていただきます。例えば、町立診療所ファンクラブとか、小児科を守る会、お医者さんとか看護婦さんと交流する会、また更にかかりつけの医者を持とうというそのような会みたいなものを設けて、なるべくおらがまちの病院だという、そういう意識を高めてもらう。決して今までの沼田町の厚生病院が町民の心から遠かったとは言いませんが、私自身も厚生病院を利用させていただきまして人間ドックにも行っていますが、お医者さんたちと個人的に交流するような機会も今まで特に無かったですし、むしろこれからは町立の病院という発想で行けば、そういう機会をどんどん作っていただきたいなど。そうすればその中で無駄なコンビニ受診を減らそうとか、お医者さんに感謝を伝えようとか色々な形で町民が、例えは悪いですけども、自分ちのトイレは綺麗だけど外の家トイレは汚いみたいなそんな状態ではなく、深川の病院も大切だし滝川の病院も大切だけど、まず沼田町の病院を利用して、そして更にその精度を高くしてもらってお医者さん達の努力に私たちも応えていこうと、そのような環境づくりをし

てはいかがかなと思います。

そして、3つ目に条例の制定の質問なのですが、ご存じのように病院は警察とか消防と同じように町民を守る基本的な最低条件です。しかも、沼田町の歴史が始まって以来の初めての医療施設が出来るのですから、町民、そして指定管理者となる厚生連、また町内には2つの歯科医さんや薬局もごございます。そして町民が相互となって結集してこの町立の病院を守っていくという力強いメッセージを条例化して、町内外に発してはいかがでしょう。この3つの展開をすることによって、町民がもっともっと今町長が各地で説明している懇談会の内容に肉付けがされますし、町民の参加の機会も増えていくと思いますがいかがでしょう。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）まず、目標の設定でございませけれども、たぶん議員もご存じかと思っておりますけれども、この公立病院改革プランの策定を義務付けられているのは公立の病院でございまして、公的医療機関である沼田厚生病院はこの該当はしておりません。ですから、町でこの目標を設定しているとか、この3つの指標については私どもは策定する義務はございませんので、この数値はございません。ですから、まだ具体的な作業とかは入っておりませんので、今後どう目標を設定するかについて、まだ具体的な作業には着手しておりませんので、これも現状としてお答えする数値はございません。

それから、町民参加型の環境づくり。これは、今私どもはその考え方を示しております、議員はその町立が前提の質問でございませけれども、それを前提ということで立つと、今議員が仰るような、本当におらがまちの病院というような考え方については私も賛成でございませるので、これはどういう形になるかは別として、こういった病院を守る姿勢なり、議員が今仰ったような提案も含めて、検討をする値はあるのかなと思っております。

それから、条例の制定でございませけれども、これもやっぱりそう考えると何かやっぱりメッセージとしては、条例化することについても特に意義のあるものかなと思っておりますので、これらについてもそうなった時におきましては、是非ともそういった検討も前向きにしていきたいし、そんな考え方もしております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、久保議員。

○4番（久保元宏議員）ありがとうございます。条例の制定についてなのですが、私も2回、説明会を聞かせていただきました。最初の日曜日の日は31名、人がいらっしゃって2回目は確か25名だったと思います。その数が多い少ないというのは別として、出てきた質問を聞きますと、何となく今回の報告が決まってくるまでの政策過程とか予算編成過程に対する、情報の公開に対する町民のストレスがあったんじゃないかという印象をもっております。今日の傍聴に来ていらっしゃる方も、

この説明会に来ていらっしやった方いっぱいいらっしやると思うんですが、例えば給食センターにしてもほたる館の今回の事にしても、病院の事に関してもなかなか決定するまでの過程に町民が参加する場面が少なかったんじゃないかなと私も反省はしているところですが、それがこの間の説明会で町民の質問にもなっていたと思います。

まだ、今町長が町立病院に決まった訳ではないと仰っていましたが、町立病院にするかしないかということの議論をする時にはやっぱりおらがまちの病院、仮に町立病院でなくなったとしても医療は沼田町に必要だと、そういったことでいけば沼田町の医療を町民として守る条例というのは必要だと思います。

これから設計図面を引いていくという作業にも恐らく入っていくと思いますが、現在の病院にかなり町民の税金負担を毎年しているの、それを多年度に膨らませない為に早いうちに取り組みたいというのが町長のご意向だということを説明会で仰ってしまして、私もそのように理解しております。そうすれば図面を引くタイミングと条例の設定のタイミングというのは同時に行っていかなければいけないと思っておりますが、その条例設定のタイミング等について、あと町民の参加の視点について町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）あの、条例の設定まで、そこまで近々の問題ではないと思っておりますので、そこまでは今考えておりません。ですけれども、どういった病院にするかについてはやはり住民の参加を得て、参画していただいて、そういったおらがまちの病院と思えるような病院づくりは必要かなという風には認識しております。ですから、それを並行してやるかどうかは別として、それらについてもその中で条例の問題とか、さっき言ったその議員が仰るようなサークルとか、町民参加型の病院とかそれらも含めて皆さんと検討できればいいかなと思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、久保議員。

○4番（久保元宏議員）それは出来上がってからそういう作業に入るということなのか、これから2年間の間に町長が恐らく1年半の間に行っていく作業の中でそれが含まれるのか、1期目の任期の中にそれを提案されるのか、それを最後に伺いたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）そこまで作業なり計画が進んでいませんけれども、今言ったように全然出来上がってからでは意味がないと思いますので、作る過程で検討できればと思っております。

○議長（杉本邦雄議長）以上で久保議員の質問を終わります。続いて1番、津川議員。町民の町政への関心度について質問してください。

○1番（津川均議員）議長。1番津川でございます。町民の皆さんの町政に対する関心度についてお伺いをしたいなと思っておりますけれども、町長もまあ大変ですね、色々。条例作れだとか。まあ中身についてはですね、一般通告書に書かれてある通りの中身でございます、色々な町の方で各課、あるいは各担当の方で懇談会や説明会を開いている。でも、なかなか出席者も少ないし、本当にその来た人達も十分に理解をしてもらえているのかどうなのか、町民の皆さんの関心度っていうのはどのくらいあるのかなという風に私も常々思っております、今日、傍聴席に来ておられる方は別ですよ。こういう方は本当に熱心に関心度を持って町政を見ていただいておりますし、こういった人達の中から是非功労者を選んでいただければいいのではないかと思いますけれども、功労者も1名来ておりますけれども。一体町長は町民の皆さんがね、町のやる事業、どの事業に対しても本当にどの程度関心度を持っているっていう風に認識をしているのか。つい先日も、居なくなったお年寄りの方がいらっしゃって1名の方が友達の家遊びに行っていたとかっていう話でしたけれども、これらにしても沼田の事業でやっている見守り隊サポート事業ありますよね、こういったところが本当は機能をしなければならないんだけど、そういったものが働いていない。これはやっぱりもう少しそういった事業に対して町民の皆さんがしっかりと理解をしてもらわなければならないし、こういう理解がされてないから機能をしていかないんだろうなという風に私は思うんですけれども、これは一つの例で色々な事業の中でそういった点が何点か見られるような気がするんですが、町長自体は町長になってから町長室を開放して、町長がいる時には出来るだけ多くの人に来てもらって色々な話をし、説明をしている、あるいは理解を求めていると思うんですが、1日平均どれぐらいの人が来ているのか私は分かりませんが、そういったものも含めてある程度住民の皆さんに理解をきちんとしてもらっていると関心度は持ってもらえているんだと認識しているのか、いやいやまだまだこの程度では足りないよという風に思っておられるのか、まずその点について見解をお伺いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）あの、今日傍聴者はいつもよりは多分少ないですよ。これも今日の議会にどれだけ関心を持っていらっしゃるかっていう裏返しと考えると、まあ議会も色々努力して広報を流していらっしゃいますし、多分、議員さん個人個人、皆さんも今日来るにあたっては、それぞれ地区の方とか色々話し合って多分今日の議会に出て来ているし、それぞれの常任委員会にも出ていると思います。

まあそういう中で、それは議会の問題ですけれども、我々としては今回一例として懇談会の話は今されましたけれども、今現状では前回3月にやった懇談会よりは出席者は多いです。それと地区ごとにやった以外のあと老人クラブを2つの老人ク

ラブ、それから過日はJ A青年部との懇談会もこちらからお願いしてやりました。そういうところも含めて、関心度は私はあると思っています。ただ、それが数字に現れるどうかは別として、来た参加者については皆さんと色々懇談しますけれども、本当にいろんな意見をお伺いしていますし、以前よりは色んな、来て本当に手を挙げて話す方もいらっしやいますけれども、それ以外にも本当に来て何事もしゃべらないで帰る方もいますので、今回の懇談会もまあ副議長が来た以降の懇談会について説明した後、我々職員が中に入って行って色々話を聞いたりだとか、そういったきめ細かな懇談会をやるようにしました。あと、理解ができたかできないかも含めてですね、簡単なアンケートも取らせていただくようにしました。そういうものを見ると100%ではないけれども、ある程度私どもの説明を理解していただいているのかなという風に思っております。でもやはりまだまだ私も足りないと思っていますので、これからやり方も問いかけも、それから先程久保議員からも質問ありましたように、例えばこれからやる医療福祉の問題についても色んな住民参加をしていただいて、それに参画してもらおう機会をこれから多く作って行きたいなと思っております。そういった手法をこれからやることによって、少しでも関心をもっただけ、それでまた自分の問題としてまちづくりに参加していただけるんじゃないかと私は思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、津川議員。

○1番（津川均議員）まあ町長はある程度関心度は高まっているという風に自称しておられるようでございますけれども、実はですね、つい先般も開かれた病院の関係、正直いって私は20人や30人程度ではなくてね、もっと大勢の人がやっぱり心配をして懇談会に参加をしてもらえと思った。我々、私だけではなくて議会の10人の皆さんもやっぱり同じように思ったと思う。病院ではなくなる、診療所になるということはこれは大変なことなんですよね。この後、中村議員からもまた病院の関係については質問があるようでございますけれども、最後はやっぱり沼田の町の中で死ねない、事故や突発的なことは別だけれども、普通に生活をして、普通に寿命を迎えて死ぬ時に最後は病院に入って死ななければ行けない訳ですから、そうすると沼田の町で死ねないというのは大変大きなことだし、それから例えば救急対応も今度ではできなくなってしまうということになると、もしかしたら1秒を争うような怪我や何かの時に救急隊員はある程度の知識はありますけれども病院ではないですから、そうするとやっぱり沼田の厚生病院でそういう対応を受けなくなって、その為に深川まで救急車で運ばれたけれども時間がちょっと掛かりすぎて亡くなるっていうケースも、もしかしたら出てくるかもしれない。そんなことを考えるとやっぱり大変な問題だという風に私は思う。当然町民の皆さんもそういう意識でいるんだろうと思ったんですけれども、残念ながらあの程度の人数しか集まらない。

本当に沼田の人っていうのは病院いらぬのか、無くてもいいのか。普段、我々には何人かの方は「とってもじゃないけど病院なくされたら困る。」と「議会何考えているんだ。」当たり前にそういった苦情が出てくる。じゃあそういった人達は何で説明会に出てこないんだろう。そういう懇談会に来て意見をどんどん言えればいいのにな。その20人なり30人なりが来た懇談会に集まった人達の中からでもそういう厳しい意見は1つも無かったですよね。「まあ2億を超える赤字だから仕方がない。」「病院から診療所になるのも仕方がないな。」っていうある程度応援するような意見しか出てこなかった。だけど、その外に出てみるとそういった意見が結構多い。これはどうなんだろう。そういう懇談会に出てこないで文句を言っている人たちが悪いんだろうか。そんな人達っていうのは本当にごく一部なんだろうかって。そうではないんですよ。結構いるんですよ。だから、町長が思うほど私は町民の皆さんというのは関心度は上がっていないっていう風に理解をしております。だから、こういった状況でこれからまちづくりをしていく。今年から始める事業の中に北海道沼田ふるさと応援隊事業ですか、これも商工課長に聞きますと5月に始まって、今の段階でもう既に25人からの応募があるという風にお伺いをしました。これはわずか1ヶ月ぐらいでこんなに理解をしてくれる人が多いのかなと関心をして聞いてまいりましたけれども、これは多分始まった一時だという風に思います。なぜかという、この人達にメリットは何にもないんですよ。町外の人達に応援隊事業で会員になってもらっても、何か特別に特権がある訳でもない、何か優遇される訳でもない。そうするとね、本当に沼田の事を大事に思っている人がこの25名なんだろうけれども、せいぜい増えてもあと大した人数ではないなと私は思っております。そうするとね、やっぱり、やっぱり沼田町全体で町民の皆さんも一緒になってまちづくり、それから今の過疎化の歯止めをかけていく為の努力をして、色々な事業に協力をし、参画をしていかなければならないし、町民一人一人がスポークスマンになって町外に行って、色々な沼田の宣伝をしなければならぬ、してもらわなければいけないんだろうなと思う。それで、その為にはやっぱり関心度をまだまだ上げなければ、今のままではジリ貧かなと思います。こういった町民の皆さんへの関心度は出前トークだとか懇談会だとかっていう風なものも一応受け入れてはいるみたいですが、それにしてもその向こうから要請があった場合っていう風にお伺いしています。できれば町長の方から更に声をかけてこういった病院の関係、それから前には厚生施設の関係、それから自衛隊の時も多分そうだったんだろうけれどもそういった町民に対して、住民の皆さんに対して本当に大事な大きな事業については、町長の方から声をかけて出向いて、もっと真剣に話を聞いてもらう、説明を聞いてもらうそういう姿勢が必要なのではないのかなという風に思いますが、この関心度を更に引き上げる為にどういう風な考えでいるか再度お伺いをしたいな

と思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）あの一、多分関心はあってもそういう風に声を出すか、出席するかは別として、副議長はそう思っらっしゃるけれども私は皆さんそれぞれの立場で関心を持っていらっしやると思います。それで、そのやり方がどうなのかという問題も含めてですけれども、先程のJA北いぶき青年部も何とか日にちをお願いして、私どもの方で農協の倉庫まで行って、そこで説明会をやらせていただきました。例えば会議室で無くても、あんどんの作業場でこの間はやった訳です。それで17、18名ばかりの農家の方が仕事を終えてきていただきました。そこで説明をして農家の青年方から例えば今後の住宅の問題とか色んな話もさせていただきました。雇用がどうなるんだという話もさせていただきました。それで次に、女性部は「酔心」で会合をやるというので今度我々は「酔心」まで行ってそこで説明会をやるということで何とか1時間を取っていただきたいという話をさせていただきました。これはだから無理に行っているけれども、懇談会も今度やる時も町内会に行きますし、色々どこでも行きますという話もさせていただいております。ですからこれはまあ、相手は嫌かもしれませんが我々としては積極的な姿勢は示しておりますし、私どももいつでもそれは受け入れる姿勢は持っております。ですからそういった形でまあ先程も言いましたけれども、今回の色々な沼田町の介護福祉、それからこの問題につきましても、少しでも住民に関心を持ってもらうために、この後例えば今回提案した小規模多機能とか、それから福祉医療にしても町民の見学会を行うとかという形で、やっぱりそういった一つ一つに関心を持ってもらおう、それはいっぺんには来ませんよ。でもそれは積み重ねが必要かなと思っていますので、そういった形で今後これが具体化になった時には少しでも参加しやすい、それから意見の言いやすいような形を持って関心度を上げていきたいなと思っています。

○議長（杉本邦雄議長）はい、津川議員。

○1番（津川均議員）そうやって一杯飲みながら話すると本当に本音が聞けるですよ。

○町長（金平嘉則町長）それは飲んでません。

○1番（津川均議員）飲んでないの。出来れば少しアルコールを入れるともっと素晴らしい意見が聞けるのかなという風に思いますけれども、やっぱりですね、この町おこしをする為には町と町民の皆さんと一体となって取り組んでいるという姿勢が、外から見ると沼田の町というのは本当にみんなで一丸となって頑張っているなという風にみられる。そのことがやっぱり大事だと思いますので、出来るだけこれからもそういった、出向いてそういった説明会、あるいは懇談会をしていただき

たいなど。それは町長だけでなく我々議会としても当然その事に努めなければならない。やっているんですけれどもね、でも議会は何にもしていない。お前たちは町長の言うことをそのままに聞いているだけの話ではないかという風に言われるから、だから是非懇談会に出てきてしっかりと意見を言って、我々のやっている事を見てくださってというんですけれどもね。まあそういう人に限ってなかなか出てこないんだ、懇談会にね。そういった意味で一緒に沼田の人口がこれ以上減らないように、そしてもっと活力のある町にする為に我々も努力しますから、一つ町長も今後とも努力をしていただくことを希望して質問を終わります。

○議長（杉本邦雄議長）はい、以上で津川議員の質問を終わります。ここで10分間休憩致します。

13時57分 休憩

14時07分 再開

○議長（杉本邦雄議長）はい、再開致します。次に、2番上野議員。沼田町の公共交通について。

○2番（上野敏夫議員）2番上野敏夫です。私の方から沼田町の公共交通ということで、町内のことについては、色んなデマンドだとか色々なことで町はやっておられますので、町外に移動する時の、公共交通について質問させていただきたいと思っております。

私は沼田にいて、沼田は札幌に行く時には札沼線と言って、沼田から乗ると札幌までに乗換えなく行ける町であったし、更に沿岸バスが沼田を経由して留萌だとか深川、旭川まで行けた、乗換えのない状態で沼田の町民が利用していた時代がありました。そのことから、今の沼田町は札幌とかに行く場合については、秩父別のバス停、恐らくこれは何か話を聞きますと秩父別のインターにバス停が移るような話も聞こえておりますけれども、どちらにしても秩父別から乗るか、碧水から乗るか、深川から乗るかっていう感じでなければ都会の方には交通の便が悪くなってきております。そんなことで出来たら沼田町が高速バスみたいなものが沼田町を経由して、町民が、まあ病院等もそうですけれども親戚、色んなところに乗換えの無い交通機関を利用できるようにならないのかなと私は思っております。

それとそういうことを、出来たら各公共バスのところに要望できないのかなと思っております。それと、今町民はJRで行くと深川の駅を利用することになるんですけれども、出来たら、これは町長先にもう行動されていることがあるかもしれませんが、質問でありますので、既にやっているのであればそれで話は終わりますけれども、深川の駅の階段、更に冬の場合は特に寒くて凍り付いて、若い人でも結構、特に足の不自由な方、高齢者にとっては、とても不便な駅のように聞こえておりま

すし、これは沼田だけでなく深川市民からも私は聞こえておりますし、留萌沿線の方々も深川の駅を乗り降りすることによって、その、深川の駅にはちょっと今の時代に合わないような危ない階段しかないので、出来たら、各町の首長と協力した中で、深川駅にエレベーターの設置を要請していただきたいと思います。JRの函館本線は付いていないのは大きな市でいけば深川市だけの様な気もしておりますので、是非深川の駅にエレベーター、まあ留萌線の果てまで行くと3箇所付けていただくことによって利用者が利用しやすくなるし、町民も安心して交通機関を利用して、色々な目的地に行けると思っています。更に、沼田は雪が多い中で沼田の駅、それとかバスを利用する場合について、冬期間は駐車ができる場所がなくてちょっと不便な町のような気がしております、出来たら冬の事を考えて、公共交通を利用する場合についてはどこかに電話で予約をして、その中で駐車場が利用できるような町になれば、町民も安心して目的地に行けるような気がしておりますので、私の3つ程要望っていうか、したらいいと思うんですけれども、町長の考えをお聞かせください。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）あの、質問の中でバスの話も出ましたし、JRの話も出たのでこれは別々な話としてお聞きしていただきたいと思いますが、まずJRの関係で現状の留萌線の話をまずさせていただきます。これは毎年JR北海道の方で沼田町には5月頃、前年度の営業収支とかJRの経営状況について毎年説明に参ります。まあこれは参考ですけれども、JR全体としては江差線が地域との合意で廃線になった。これは皆さんご存知だと思います。それで留萌線は道内で4番目に低い乗車率ということでございます。それから統計的に学生の通学が主な旅客率となっていると。それで現状としてはその低い乗車率を考えると厳しい状況でございます。留萌線全体としては、昭和62年を100とした場合ですね、JRで40%落ち込んでいると。それからバスでも、これはバスっていうのは民間バスの話ですけれども、30%利用者が落ち込んでいるという状況でございます。ちなみに、利用区間が少ない区間としては、今言った江差線が42kmでこれは輸送密度という計る係数がございまして、江差線が50。札沼線の医療大学と新十津川の間が47.6kmありますけれども、これが90。それで石勝線の新夕張と夕張の間16kmの間が110。それで次に留萌線が66.8km深川増毛間で輸送密度が162という形で、本当に少ない状況でございます、1列車あたり平均乗車が、昭和62年約27人あった一日平均乗車人数が平成23年度で約11人と、4割の人が激減しているという状況でございます。ですから、こういった状況から考え、そして今ご存じのようにJR全体の営業収益とか、それから人口減少、それからご存じのように高規格幹線道路が大和田まで伸びている状況。あと3年くらいすると多分留萌

の最終地点まで完成するというような運びでございます。そうすると、なかなか今上野議員の言うように、汽車が直通で昔走っていたように準急とかって我々の世代はご存じかと思えますけれどもそんなことが走るってということは、本当に実現性は極めて低いと私は判断しておりますし、このまま行くと本当留萌線廃止という話題がでなければいいかと思っております。現状の留萌線の現路線維持確保について、やっぱりこれを最大限努力するのが最重要課題でないかなという風に思っておりますので、是非その辺でご理解いただきたいと思っております。それから、エレベーターの話でございますけれども、これについてもこの間町民懇談会の中でも高齢者の方からそんな話がありました。それで、これらについては関係町村は留萌沿線、深川市、留萌市、それから秩父別町、増毛町も絡んできますので、これらの状況も～～が必要でございますけれども、ただ、エレベーターの設置に関しては基準がございまして、駅乗客数が1日3,000人以上が設置目標でございます。それで、深川市の乗降客数は現在2,046人です。1日。となっております。ですから、これらの設置基準からするとJRは、深川駅で設置するのはJR北海道の事を考えますと難しいかなと思っておりますので、これはそういう状況を踏まえつつも関係町村にちょっと打診をしてどんな状況なのか、それを聞いてまた要望等の活動についても考えていきたいと思っておりますのでございます。それから公共利用の冬期間の駐車場でございますけれども、現駅周辺に用地を確保することがなかなか難しいと思っております。今、現在利用できるとしたら観光情報プラザの横の駐車場かJAの農協前の駐車場かなと思っておりますので、是非そういうところの体制を整えながら利用できるような、協議をしてみたいと思っておりますので、ご理解いただければなと思っております。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、上野議員。

○2番（上野敏夫議員）最初の直行便というのは、不可能のような回答だと思うんですけれども、出来たら一日に一本でも二本でもいいですから、沼田から直行バスが一日旭川行き、朝何時1本、帰り直行に沼田まで到着するような、一日数本でもいいし一本でもいいから何かそういう町民が安心して乗換えなく行けるようなことも考えていったらどうかと思います。それとエレベーターについてはこれから、利用者が約1,000人程少ないからちょっとJRとしては設置うんぬんということにはなりますけれども、本当に町民なり足の不自由な方、色んな高齢者にとっても是非設置してもらいたいのので、行政とJRと上手く話をしながら早めに、早急にエレベーターの設置を協議してほしいと思います。あとは公共駐車場については町長言いましたので以上です。それで、直行便のことだけでも考えを。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）あの、バスの直行便。これは今言ったように、これを皆さ

ん利用するとJRの利用が減りますよね。ですからさっき言ったように廃止に拍車がかかってしまうと私は思うんですよね。だからもちろんJRの方が深川行くのは安いですから、これが皆さんバスに取られてしまうと、今でさえ留萌からは直行便でバス利用する方が多いんですから、それをやっぱり十分に考えて、まず今ある路線を確保する事が私は先決かなと思っていますので、安易に直行のバスを要求してということは私は問題かなと思っています。

○議長（杉本邦雄議長）はい、上野議員。

○2番（上野敏夫議員）本当に一番いいのは深川の駅にエレベーターを設置して利用者を多くして、沼田の駅を利用しやすいようなことを是非町長やるように要請お願いいたします。

○議長（杉本邦雄議長）以上で上野議員の質問を終わります。次に、10番渡邊議員。アベノミクスと町行政について質問してください。

○10番（渡邊敏昭議員）はい。10番渡邊敏昭です。町長の行政報告にもありましたけれども、アベノミクスと町行政についてということで、もう少し詳しい内容で伺いたいな、そんな風に考えています。

安倍内閣は昨年12月の衆議院選挙で自民党が圧勝して以来、それまでの民主党政権の失策も、それをも踏み台にしながら小泉内閣の三位一体の政策ですか、あれにも勝るような勢いで改革を進めようとしているように私は思います。まあ新聞等にそのことについてはご案内のとおりでございますけれども、あの小泉内閣の三位一体の時には、国庫補助金負担金や交付税の関係ですか、それから税源配分の在り方などの改革が行われまして、結果的には地方交付税の削減が2割以上進められたと思います。まあ地方行政の体制というのは、大きくあれで変わったと私自身は考えてございます。

今、安倍内閣は姿かたちは変えども、あの時の三位一体の改革にも増して、国の改革を進めようとしていると思います。まあある党からは安倍の暴走なんて言われているところがございますけれども、矢継ぎ早に色々な提案がなされて、本当に内閣の総意の中からこれだけのことが出ているのかなと思われるところもございます。とはいえ、与党が多数でございますので法案はどんどん成立してますし、7月の参議院選挙後だってどんな風になるのか全然検討がつかないのが現状かなと思います。正にアベノミクスは拡大成長中、そんなようなところでないかなと思います。だとしたら、このアベノミクスをたまに皮肉ってアベノリスクなんて言う人もいますけれども、そんな風にならないように地方は地方でこの策を生かすことを考えなくてはならないと私自身は考えています。この、アベノミクスの町行政への影響はどうか、またあのこれら総体について町長の考え方をちょっと深く掘り下げて聞いてみたいなという風に思いますので、宜しく願いしたいなと思います。

まず、質問様式にも列記させていただきましたけれども、一番目にT P Pの交渉参加の問題です。交渉時期が本当に近づいてますけれども本当にこれは日本の国益にプラスになるのか。私は農業者ですのでどうしてもちょっと皮肉って考えてしまいますけれども、どうもそうにはならないんじゃないかなと私は思います。デフレ脱却がアベノミクスの最大の目標だとすれば、その為の3本の矢の、政策の重要なカギになると言われているのがこのT P Pだとに言われています。それだけに、一部の産業を犠牲にしても、アメリカの自動車産業と日本の大手企業の言いなりに交渉は成立させるんでないかなとそんな風に私は思います。農業部門の食糧取引自由化被害が大きく取り上げられていますけれども、その為に日本の食品の輸出を推薦しているというのがアベノミクスでないかなと思います。先程、鶴野議員の話にもありましたけれども、私はその自国の食料も満足に賄えないような状態で、食品輸出に転機を見出そうとするのはどうかなあってそんな風に考えている一人でございます。まああのT P P問題についてはそれだけでなく、医療や保険産業だとか人材移動まで自由化しようとしています。ましてやその裏にはI S D条項だとか、後戻りできないよというラチェット規定だとか、たくさん色々な事があります。こんな中の交渉ですので農業者の一人としては、ただでも低い自給率が一層低下が間違いないと言われているこの一点だけを見ても、T P Pは交渉に値しないんじゃないかなと私は考えています。

まあ国の自立はまず自国の食糧を海外に依存しないということが大事なことでないかなと思っておりますので、そのことについて町長はどういう風にお考えなのか聞かせていただきたいなという風に思います。

2つ目は、安倍政権自体が憲法改正を強く打ち出しています。その改正をしやすい為に、96条の改正まで踏み込んでやろうとしております。憲法っていうのは僕の考えですけども、国民に自由を与えると同時に権利と義務を定めるものです。それゆえ、たとえそれが国民から選ばれた国会議員とはいえ、一部の人間の勝手から簡単に改正されるべきものではないんじゃないかなという風に思います。町長はどのように考えているかお聞きしたいと思います。

3つ目は、地方交付税についてです。このことについては町長も行政報告の中で述べられておりましたけれども、国は地方交付税の配分を見直そうとしています。頑張る自治体に傾斜配分を考えているようですが、国の指導に従う自治体に多く配分するというような、脅しのような気がして私にはなりません。復興予算や原発対策予算ですらままならない台所事情でそんなことが本当にまかり通るのか、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

4つ目、これはこのままで行くと、私自身は本当に米国依存の体制がどんどん進むんじゃないかなって、決して私はある党に偏っている訳ではないんですけれども、

どうもそんな風に考えてしまいます。まああの先日のG8の中にもアベノミクスは経済発展を希望する国からは非常に高く評価されました。しかし、財政再建を目指す国、ドイツなどは金融政策などで批判をものすごく浴びせかけております。日本も多額の借金を抱えている国の一つだと私は思っておりますので、このまま大国アメリカに頼りすぎると、いずれは国民生活や地方の財政により大きな負担を掛けるようなことになるんでないかなという風に思います。まああのアメリカ依存の方向性に対して、沼田町民や町行政に対する影響、それらの事について町長の総体的な意見を聞かせていただきたいなと思います。

まあいずれにしても全ては国の政策です。地方の議会がどうのこうの言う内容では無いかもしれませんが、是非沼田町長、金平町長の意見を聞かせていただきたいなという風に思います。宜しくお願いします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）まあその、連日色んなアベノミクスの報道がなされて毎日のように色んなニュースが流れております。それによって株価も乱高下して一喜一憂しているというか、それによって大変な目に逢っている人もいますし、儲けている人も多分居るんだろうなという風に思います。それはだから全体として、本当にそれがいいのかどうか、冷静に見極めなければいけませんし、沼田の地方経済までがまだその効果が本当に来ているのかというのは疑問視ですので、まだまだ都会中心の話かなという風に思っていますので、これは今後ともこの状況を見据えて、本当に沼田町にとって何が本当に必要なかを冷静に見極めて今後の沼田町の行政をしていきたいと思うのが基本でございます。それは、確固たる沼田町がどうあるべきかということをきちっと持つ必要があると思いますので、国がどうあれ、私達沼田町が今後どうやって沼田町を維持していくかということをきちっと、皆さんと論議しながら舵を取っていきたいというのがまず基本でございます。

それで、その中でまずTPPの問題でございますけれども、これも連日農業新聞なり、色んな各紙を見ても本当に色んな情報があり、どれが正しいのか私も本当に分かりません。これら交渉経過については非公開でございますので、基本的には。これをいつの段階で政府が出すのか全く分からない中で、我々がどう論議するのかってというのは本当に難しい状況でございます。今一番話になっている米等の重要5品目の本当に聖域が守られるかどうか、これが一番の多分農業者としては関心があるのかなという風に思っていますので、これらについてもやっぱり十分に注意しながら、我々の場合は町村会とか、議員さんも国会議員さんがいらっしゃいますので、そういった中でこの問題については日本国、それから沼田町にとっても不利益にならないようなことで、私も努力していきたいと思っております。

それから憲法改正の96条の問題ですけれども、これも私も議員が仰るように懸

念を持っている状況でございまして、何の為にこれを改正しようとしているのか全く私も意味は分かりません。やはり、改正するならどこをどう改正するか、その前段の論議がないまま、方法だけを論じている今の中では、もっと国民的な色んな議論が必要でないかな、まあ最近またその話もトーンダウンしているような状況でございまして、それらについても凝視していきたいと思っています。

それから交付税を見直すということでございます。まあ頑張る自治体に傾斜配分するというところでございますけれども、私としてもこれも具体的な方向については示された段階において、何とか沼田町がより少しでも入るような状況の中です、私どもも独自の政策、独自の提案を国なりにして頑張っていきたいと。まあそういった事業も今回の町民に示している色んな政策についても大きな事業ですので、ああいったこともやっぱりより我々にとってもプラスになるような形で訴えをしていきたいという風に思っております。

それから、アメリカ依存でございましてけれども、全てアメリカ依存というのは本当に好ましくない、ある説明会の時にアメリカに守ってもらっているんだからある面では仕方ないという発言をする某国会議員もいましたけれども、全てをアメリカに依存するという体質は私も良くないと思いますので、やっぱり日本は日本として自立するような国づくりが必要かなという風に思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、渡邊議員。

○10番（渡邊敏昭議員）ありがとうございます。ほぼ、ほぼっていったら変ですけども私の思っているのと同じような内容で回答をいただいた。そんな風に考えております。なかなか難しい問題っていったら変ですけども、国の問題なので、これは町長もなかなか答えづらいところもあるんじゃないかなと思います。

ただあの、3つ目の地方交付税のことで町として独自の政策を打ち出していく必要があるんじゃないかということに、私も本当にそう願いたいと考えています。ときたま、今までの質問の中にも突拍子もない質問になって申し訳ないんですけども、沼田町はちょっと保守的じゃないかというような意見を言わせていただいたこともあります。今日の新聞を見ましても美唄だったかコンピューターのサーバーの施設、いきなり実験施設を今年から始めるなんていう話が新聞載っていましたけれども、いつの間にあんな研究施設を建てていたんだろと思うような状態でございます。まあ思い切って沼田町ももっと、このアベノミクスを利用したような前向きの体制を立ててはどうかと私は思います。良いか悪いかは本当に町長が言うとおりの方向に向かっていくかが分からないんですけども、この今回その農産加工場の施設も新しくなりますけれども、こういう時にもっと前向きにやっていくことが大事なんではないかなという風に考えています。

先程、鶴野議員のところでも6次化産業の話が出ていました。農業、1、2、3を

足して6次化みたいな妙な6次化ですけれども、なかなかそんなことをやれる人というのは本当に一握りというか、こんなことで本当になるのかなって。日本の農業政策そのものが、棚田を守りながら大型化を推奨するなんていうおかしなことをやっている自身の変なんじゃないかなって私は思うんで、これはきっと報道の方が誰かいらっしやったら新聞でバッシングされるんじゃないかなという風に思うんですけれども、実際やっていることがアベノミクスもそうですけれども、何をやろうとしているのか掴みづらいという、本当に難しい問題なんでないかなと考えています。

自民党そのものは昭和22年のポツダム宣言で、この作られた憲法を何とかして改正したい、そんなことから日本国憲法を改正する為に自由党っていうんですかね、それを成立したという風に私はお聞きしてございます。まあなかなか憲法も変えられないんで、新憲法を制定したり、経済復興を目標に作ったのが自由民主党だという風に言われていますので、結局そっちの方向に少しでも持っていきたいと安倍政権も考えているんじゃないかと思えますけれども、なんせこの、全ての事を網羅して国の政策ですけれども、沼田町として、金平町長には本当にこれを利用しながら前に向かっていただきたいなって、そのことをお願いしてもう一言、町長にお聞きしながら僕の質問に変えたいと思います。宜しくお願いします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）先程のT P Pの問題もそうですし、先程鵜野議員から質問があった農業の政策についてもやっぱり強い農業づくりというか、ある意味では私どもの町にとっては本当にチャンスなのかなと思っています。このチャンスをどう生かすかっていうのは、私どもだけでなく、行政それから農協、J A、それから農業者も含めて、このチャンスを生かして色んな、今回の加工場事業もそうですけれども色々な準備をして色々なネタを持って、色々な事が出た段階においてそれに着手すると。やっぱり色々な準備が必要かなという風に思っていますので、その準備を踏まえて我々は今色々な検討なり準備はしているつもりでございます。それを更に加速していきたいと思っています。

先程、美唄の話が出ましたけれども、あれは元々あった中央コンピューターカレッジという専門学校が閉校になったので、その閉校になった施設を使って実験しようっていうことですので、建てた訳ではありませんので後で新聞記事を読んでいたければと思います。

それは別として、我々もそういった既存の、やっていることも含めて見直しをして、新たな展開に行くようなことも、積極的なある面危険もあるんですけれども、やっぱりギリギリのことも、ある意味では必要かなと思っておりますので、そういったことも努力していきたいと思っています。

○議長（杉本邦雄議長）はい、渡邊議員。

○10番（渡邊敏昭議員）ありがとうございます。農業政策をチャンスに変えたいという町長の思い、私も強くそれをお願いしたいなと思います。先程、農協の、北いぶきの役員構成が変わったので懇談会をさせてもらった、併せて病院の事もさせてもらいましたというお話がございましたけれども、常々本当に私も農村議員でありながら、どうもJAとの絡みが弱くなっている、昔の単協時代から比べると北いぶきとのつながりというのは町としてのつながりというのは弱くなっているんじゃないかなと特に思っていますので、是非ともそのつなぎを強く持っていただいて、このアベノミクスを利用していただければ、そんなように考えています。ありがとうございます。

○議長（杉本邦雄議長）以上で渡邊議員の質問を終わります。次に8番、中村議員。医療施設について質問してください。

○8番（中村保夫議員）8番、中村保夫であります。渡邊議員の国政に関わる非常に格調高い質問の次でありますから、ちょっと緊張もしておりますけれども、お答えをいただきたいという風に思います。

件名については、医療施設についてというようなことであります。まず最初に確認しておきたいんですが、今やっている沼田町の医療福祉体制の今後を考えようっていうのは、先程来、町長からの言葉にも端々にも出ているので、再確認の意味でちゃんと答えていただきたいんですけども、これはあくまでも町民議論のまな板の上に乗ったよと。町の考え方はこれで行きたいんですけども、町の皆さんどうだっていう風に問いかけているという風に私は認識をしております。それで間違いがないかどうかを冒頭で答えていただきたいという風に思います。ともするとですね、何かもう決定事項の説明でこうなっちゃったという風に町民の方から言われるんです。それで、私はその度に決してそうではないんだよ。あなた方の命を守る為の医療機関をこれからどうやっていくかを決める為の懇談会ですから、お金の問題だとかそんな問題ではなくて、命の有り様の問題を町のプランを出してきたんだよっていうことを説明しているんですけども、町長の口から町の出してきたプランがどういうものであるかということ、まず冒頭にお聞きをしたいなという風に思います。

私の質問回数は3回しかないんで、書かれているものについても質問させていただきますけれども、それでこの懇談会を今まで5、6回やっておりますけれども、この提案に対して町民のもう決まってしまった決定事項を説明されているって受け取っている町民もおられるでしょうけれども、全体としての町民の反応はどうか。どういう風に思っていると町長が感じているのか。その点についての感想をお聞きをしたいなという風に思います。

それで次にですね。沼田町は高齢社会になりまして、47.2%まで高齢化率が

進むという風に書いてありますけれども、ここには書いていないんですけれども、この町で毎年、どれぐらいの方が死ぬのか、そういうシミュレーションが多分あるはずです。それで、どれぐらいの方が死なれることになるのか。その事を数としてお聞きをしたいなと思います。それで、これは将来に向かってどれぐらい死ぬかなんですけれども、次にですね、過去の話になりますけれども、直近3年間で沼田町でお亡くなりになる中でも沼田厚生病院で看取りをしてもらった人数、それについてもお知らせをいただきたいと思います。最後に一文書いてありますけれども、私はこの町で生まれています。多度志の産婆さんに取り上げられたという風に聞いておりますので、半分は多度志の人なのかなと思ったりもするんですが、この町で嫁に来ただとか、あるいは転勤で来ただとか色々な形で縁を得て、この町で元気に暮らして、働いて、そして静かにこの町で終末を迎えたい。それで最後は沼田町の煙になって、この町を見守りたいって願っている町民もたくさんおられると思うんですね。その方達がこの町で死ねない。ベットが無くなるということはそういうことなんですよね。先程、津川副議長の方からも事故で死ぬ人や自宅で孤独死する人や、そんな人も当然おられるでしょうけれども基本的にちょっと具合が悪くなって、まあ診療所でございます。8時から5時までやっております。8時に具合が悪くなって、5時に死ねばその診療所で看取ってもらえるんでしょうけれども、なかなかそう都合良くは死ねない。それで、痛い、痒い、こわいっていうとそれはどっかの病院に行かざるを得なくなって、結局この町では死ねないという体制になるということでもあります。そういったことが私個人の感覚かもしれませんが、私はこの町で死んでこの町の煙になりたいと思っているんですけれども、以上4点か5点、質問させていただきましたけれども答弁をお願いします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）まず、最初の質問でございますけれども、我々は今回の説明の中でもお話ししましたけれども、病院問題を端に発して、それから今後の町の有り様というかどうかあるべきかということも含めて検討したことに対して、町民の皆さんに問いかけていることは間違いありません。決定していることではございませんので、それで色んなご意見をお伺いして最終的な結論を、これは議会ともまだ懇談しておりませんので議会の特別委員会の中でも多分議論があると思いますので、その最終議論もまだ終わっておりませんのでそれで判断をしていきたいという風に思っています。

それでまず、この懇談会の中身、これはまだ途中でございましてまだ、今予定では高穂・更新地区が22日土曜日でございますし、24日は共成・東予、これはこの間参加者4人しかいなかったものですから延期になったのが東予・共成地区でございまして、それだけ関心がなかったのかなと思いますけれども。あと、25日全

町、これは夜。それから先程言った7月10日にはJA女性部と行きます。ですから、今まで7会場で大体180人の方ぐらいに来ていただいております。その反応、これは後で何かの形で報告いたしますけれども、まあやった中におきましては、私どもの説明についてはある程度理解していただいているのかなという風に思っていますし、予想はしていたことで冷静に受け止めているというお話もしています。中には、診療所もいないという人もおりましたけれども、やっぱり私どもとしてはベットが無くなる、まあ無医村にはしたくありませんので、最低限度の中での医療体制を取りたいという形で説明をしてご理解いただいていると思っております。ただ、この全体計画の中では介護施設、福祉施設、それから住宅の整備もございますので、これは病院を核とした計画でございます。ですから、こういった意味では早く提案された計画を実行してほしいという要望をされる方もたくさんいらっしゃいました。まあそんな状況でございます。

それから、一年沼田で亡くなった方については、さっきシミュレーションと仰いましたけれども、その意味はちょっと私は分かりませんが、特にシミュレーションをして毎年何人死ぬなんてことは想定しておりません。ただこの最近3年間で行くと22年度が64人、23年度が53人、24年度が60人が亡くなられた方々でございます。

それで、3番目。直近3年間で沼田厚生病院で看取りをしてもらった人数はどれぐらいですかというのがあります。それで、沼田厚生病院に看取りをっていうご質問でございます。今回の町民懇談会において町民の皆さんに説明してご理解いただいている中身の一つです。沼田厚生病院は一般病床の急性期の病院でございます。基本的には、それで、看取りをする病院ではございせん。ですから、これは病院からもよく言われている状況でございます。ですから、それは十分にご存知かという風に思っております。従いまして、看取りをしたという、私どもは認識はございせん。ですから、人数ではなくて、沼田厚生病院で医師が診断書を書いた人数を過去3年間調べました報告をいただきますと、平成22年度では32人、23年度30人、24年度は31人と。この中には町外の方も含まれています。

ということで、最後の質問でございすけれども、この町で死ぬことは許されないかというご質問でございす。ベットが無くなるということで、看取りができないんでないかっていう指摘で理解しておりますけれども、まあ先程説明したとおり、厚生病院は一般病床である為に、その病院機能本来の問題としたら別として考えていただきたいと思っておりますけれども、看取りを行う病院ではないということで、まずご理解いただければと思っております。

ですから、今回の説明の中でですね。どこで最期を迎えるかっていう問題でございす。今回の中でも説明した中に、看取りについてはその機能を果たすであろう

小規模多機能居宅事業所の設置とか、それから旭寿園のショートステイの個室化とかこういった整備と病院との連携の中でですね、勧められた場所での看取りを確保していきたいということで今回の話をさせていただいております。私も出来ることなら病院のベットを残したいと思っていますけれども、今後の増大する色々な問題を考えると今回の説明の中である程度皆さんはご理解いただいているのかなと私は理解しております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、中村議員。

○8番（中村保夫議員）私の常識が足りなくて、看取りというものの定義は、お前違うぞという指摘のようでございますけれども、現実にはですね、我々として厚生病院に一般病床ではありながら最後までその病院で過ごさせていただいた。これを看取りという言葉を使うなどと言われれば使わないんですが、そういうことではなくてやはり半分ぐらいの方は、やはりこの病院で静かに息を引き取っているんです。確かに他の病院に行ってスパゲティ症候群っていうんですかね。体中色んなところから線を引っ張って、最後は酸素吸入器の中で死んでいくっていう方もおられるでしょうけれども、この町で子ども達だとかあるいは孫だとか、それから友達だとかに見守られながら静かに息を引き取っていく姿っていうのは私もいっぱい経験をさせていただいておりますし、そういったものは非常に大事だと思うんですね。

それで、町の提案は町の提案として非常に良く分かります。2億を超えるような赤字。それは特別交付金による補填があるにしても年間1億以上の手出し分が毎年出てくる。それを10年間やれば10億の金が沼田の金庫から無くなるんだっていう論理、それも非常に良く分かっております。ただですね、この無床診療所経営の試算で例えば今の状態で無床診療所で赤字額3,600万円。それで交付税が入ってきて約3,000万円の町の持ち出しなんですけれども。ただね、僕らも色々な形で、まあ特別委員会、津川副議長が委員長をやっているんですけれども、色々な所の視察に行かせていただきましたけれども、無床診療所でそれぐらいの額で終わっているところってあんまり無いんですよ。確かにプラスのところもあるんです。湧別町だかどこかでプラスになっているような、凄い優秀だなんていう所もあるんです。だから、可能性は無いとは言わないけれども、隣の秩父別に聞いても北竜に聞いても、いやそんな額じゃないよっていうことを良く聞きます。まあ、1億まではならないにしても相当額な、何か、為にする数字、これは横山室長と吉田課長に申し訳ない言い方になるかもしれないけど、為にする数字じゃないのっていう風にさえ感じてしまうぐらいの数字ではある訳なんですけれども、やはり病院から無床診療所になったら天国だみたいな書き方が実は見えるんです。それで、一般市民の特にお年寄りの方々から言わせるとですね「いや町にそんなに迷惑かけてまで病院にこだわらない。」「ベットにこだわらない。」っていうことはお年寄りの方は本当

に自分を捨てても町の為に最後、尽くして死にたいって考えておられるかもしれませんが、そういった意味でも、診療所が変わったからといってそんなにそんなにマイナスがガクッと減るよっていう形ではないんです。ましてや、病院というのは今、全従業員あわせて42人かな、45人かな、それらの人はほとんど看護婦さんで通いの人がいるんですけれども、ほとんど町内の住民です。それらの人達の、45人、50人の雇用というものが一気に失われる。まあ診療所になっても残りはするんですけれども、そうなった場合に、経済波及効果だけで、私あの何年か前に計算してもらったんですけれども、沼田厚生病院の経済波及効果はいくらだっっていったら6,000万円ぐらい。水道料金だとかそういったものも全部含めて6,000万円ぐらいはあるであろうという試算が出たことが記憶に残っております。それを失ってなおかつ無床診療所の赤字が3,000万円で終わらないとすれば、これはそんなにそんなに無床診療所になったら天国な話では無いよということを私は指摘をさせていただきたいと思います。

もちろんこの中で貫かれている事の中に、医師が確保できない、あるいは看護師が確保できない。そういった別な意味での我々の願いと違う所もあります。そういった意味でもこの書き方で住民が納得をしているというのが、どうも勘違いなような気が致します。

ところでですね、質問をさせていただきます。私はやはり沼田で死にたいです。沼田で死んで沼田の煙になりたい。だから、藤沢の火葬所も是非ともあと私は10年間ぐらいで死ぬ予定なので10年間ぐらいは維持していただきたいし、金平町長も同級生なので大体同じ頃に逝けるのかなと思っておりますけれども、どうしてもこの町で死にたいっていうこともあるものですから、いわゆるその緩和病棟って言いますか、ホスピスって言いますか、そういった最期を迎える為のベットを何とか考えていただきたい。それは厚生連との折り合いもありましようし、その為のコストは莫大だよと言われるかもしれないけれども、僕はそうそう違わないという風に思っておりますので、そういった試算も是非やっていただきたいと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）まず、いくつかお話があった中で、病院の今事務長さんもいらっしゃいますけれども、病院で今職員42人で全員が沼田に住んでいる訳ではありませんで、町内にいるのが24人です。だから、全員居ませんのでそれはご理解いただければと思っております。

それから、今回示したのが、私どもはもう天国のようなとは思っておりませんが、やっぱり現状の中で、最期を迎えるベットをどうのこうのってありますけれども、今回、色々な終末というかどこで看取りをするかについても我々は内部で

色々検討をさせていただきました。今回提案している、ショートステイの新たな設置であり、それから旭寿園のショートステイ化についても、そこで何とか病院との連携の中で看取りを行いたいという形で今考えております。ですから、病院を例えば3か月で出た方が、そこをショートステイを利用する中で、そこで最期を看取られるかもしれません。ですから、これはどうやって町として、沼田で生まれ、沼田で育ったそれで最期を迎えた方をどうやって尊厳をもって亡くなっていただくかっていうのは、我々の大きな仕事の一つでないかなと思っています。ですから、そういう意味で何とかその対応として、今回の施設の設置を提案させていただいております。私どもとしては、それが今我々が提案できる最善の方法かなと思っています。ですから、今緩和病棟の話についても、これについてはまだ検討はしておりませんが、いつか特別委員会の中でもそんな論議をしたいと思っています。

それと、診療所の収支の話ですけれども、この数字については私どもが勝手に作った訳ではございませんし、厚生連と色々、厚生連さんも色んな、これはどういった診療科目、どういった検査項目にするかによっては大分変わってきます。その辺もまだ決めておりませんから、これはある程度厚生連さんの試算を基に出した数字でございます。職員がはじめてきたものではございませんのである程度の、今までの実績の中ではじき出している数字でございます。ただ、具体的にどんな病院にするかはまだ決めてませんから、それによってはまた前後することは当然あると思います。それが1億になるのかというそこまでは現状としてはみておりません。現状としては、お示しの、これで行くと町の持ち出しが4, 200万円っていう数字でございまして、先程、3千何百万円っていうけれども、私どもが出した数字が4, 200万円でございます、赤字が4, 900万円と交付税710万っていうのがこれが定額で、診療所に対する定額の交付税でございますから、差し引いた4, 200万円。それで、今言ったように他の厚生連さんの経営している病院の中ではプラスのところもありますし、これ以下のところもありますし、これより上のところもあります。それは、どういった形態で経営しているかによっても違いますし、例えば介護施設とどういう連携を持っているかによると色々条件は変わってくると思います。ですから、ほぼこの数字でないかなっていう試算でございますので、ご理解いただければと思っています。

私どもも何とか残したいっていう考え方でいましたけれども、今言った形でそれに代わる今後の介護、それから終末の考え方をお示しして理解をいただいているっていう状況でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、中村議員。

○8番（中村保夫議員）町民の死亡率っていうのは100%なんですね。みんな死ぬんですね。それで、それを最後どこでやるかっていう話でありますんで、それで

最期を町長が言われるようにショートステイで看取りをしたいというように聞こえたんですけども、これは法律のことは僕は分からないんですけども、ショートステイで死ねるのかね。その時にはお医者さん呼んで、ご臨終ですっていう、医者が判断をしなきゃ恐らく死ねないだろうと。それはそのショートステイの管理者が電話をかけて医者と呼ぶんだらうけれども「いやいや救急車で連れてきて」って行ってどっかの病院に連れてっちゃってそこで死ぬんだらうな。ショートステイでは死ねないですよ、きっと。その辺の法律関係は吉田課長の方が分かるのかな。最後それだけ教えてください。ショートステイで死ねるのかってことだけ。教えてください。

○議長（杉本邦雄議長）はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田憲司保健福祉課長）只今のご質問でございますけれども、自宅でもそうですけれども、主治医の先生が最後に死亡診断書を書いてくれるかどうかということでございます。ですから、今の病院であれば先生がもし仮にご自宅に行って看取りをして、最後、死亡診断書を書いてくれるのであればそういうような形になろうかと思えます。

それで、今言っているショートステイっていうのは、今度出来てくる小規模多機能のことなんですけれども、そこでこれから協議を致します厚生連の先生と最後そういうようなことで看取りをしていただけるというご理解があった時には、ショートステイで泊まっている方がその場所で、先生が来てもらって最後にそこで死亡診断書を書いていただけるということも可能だということをご理解をいただきたいと思えます。

○議長（杉本邦雄議長）以上で中村議員の質問を終わります。次に、教育長に対する質問。7番、絵内議員。町民体育祭について質問してください。

○7番（絵内勝己議員）7番、絵内です。私からは教育長に町民体育祭についてご質問をさせていただきたいと思えます。間もなく、7月の7日が待ちに待った町民体育祭であります。沼田町はご案内の通りスポーツの町として提言をしながら、またみんなでそんな一つの輪を持ちながらやっていこうよという、そんな大きな目標に向かって取り組んでいるところであります。そしてまた、沼田には町民体育祭を始め、夜高あんどん祭り、ほたる祭り。色々なお祭りがありますけれども、町民体育祭っていうのは本当に、小さな子供から、高齢者の皆さん方までが全員参加できるそんなお祭りとしては、私は最高だと思うのであります。ただ、この町民体育祭を行うに当たって、それぞれそのチームによっては参加するのに順番でないといえないよというチームもあるかのように聞いております。この頃、農村地域というのは特に、町民体育祭を行うにあたりまして、体育委員を始め、行政区長さんが非常にご苦勞をいただいているのは事実であります。と申し上げますのは今日の農業関

係ってというのは非常に水田だったら水田だけで経営しているのであれば良いんですけども、今日の農業ってというのは非常に野菜を始め、花を作り、そんな状況下の中において非常に手を離せないよって言われればそれまでなんですけれども、やはり参加する意思があるかないかも問題だと思うんです。そういった中においてなかなか地域の役員さん方が努力されても、体育祭に参加していただけないというのが非常に残念な訳でありますけれども、私は何とかそういった全町民が参加できる非常に大事なこういった町民体育祭について、みんなが参加できるような姿勢に持って行かなくてはいけない。そんな風に思う訳であります。今日まで教育長を始め、それぞれのスポーツ関係の役員さん方が大変努力された、その足跡が色々と聞かされておりますし、大変ご苦勞いただいたことに対しても本当に頭の下がる思いであります。

しかし、今そういった参加協力しづらい状況に対しまして、私はやはり精神的な面も一部あるのかな、どこに問題があるのかなって良く考えるんですけども、そんなことを考えた時に何か別の方法をいくらか取り入れながら取り組む必要もあるのかな、そんな風に考える訳であります。けれども、この町民体育祭に対しまして、町民の皆さんが一人でも多く参加できるようにするために、教育長その辺の取り組みの姿勢について、一生懸命努力されておるのは分かるんですけども、更に1人でも多く休憩するテントが満タンになるように持っていくべく、何か案があればお聞かせいただきたいと思います。教育長、教えていただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、教育長。

○教育長（生沼篤司教育長）この町民体育祭につきましては、ご承知のように今年で40回目を迎える訳でございます、この間の歴代関係者の皆さん、また町民の皆さんの大変なご理解とご協力には本当に感謝をしているところであります。

今ご質問いただきました住民の皆さんが参加しようとする意識をどうやって高めていくべきなのかということでもありますけれども、なかなか難しい課題だという風に私どもも捉えております。

例えば、チラシや放送などで皆さんに参加を呼び掛ける。そういう啓蒙活動も必要なことなんだろうと思いますけれども、そんなことで解決する単純な問題ではないということも理解をしております。何といたっても住民の皆さんが、自らがこの運動会を非常に面白いから行ってみようという、そういう思いを持ってくれるような形を作っていくことが基本なんだろうなという風に思っておりますけれども、その時々々の状況を踏まえながら、競技の内容ですとかあるいはチーム編成だとか、そういった見直しも色々やってきたところでございます、近いところでは一昨年ですか、町民による検討委員会を設けまして、その辺の議論もいただいたところであります。一昨年の検討委員会も今程ご質問のあったようないわゆる人口が減る、あ

るいは高齢化が進む。そのことによって十分な選手の確保がしづらくなってきたという、そういったご指摘を一部のチームの方からもいただきまして、それで設置したものでございます。今程私の言いました、いわゆる住民の皆さんが楽しんで、自ら参加してくれるようなものをいかにして作っていくべきかという、まあそんな視点で内容の見直しを進めていただいた訳であります。2年前ですか、その折にも報告させていただいておりますのでご承知かとは思いますが、一つには選手確保に対して各チームの負担を少しでも減らしてあげることが必要だろうということ。そしてもう一つは、やはり親睦とは言いながらもやりだしたら結構皆さん熱くなりますから、勝つことを楽しみとするような、そうした形にも配慮してやるべきだろうということも思いまして、どのチームでも優勝を狙えるような、そういう競技の中身、あるいは得点の配分だとかそういったところに視点を置きまして、今までと違った視点で見直しの検討をしてきたところでございます。それで、昨年した見直しを行った後、開催した運動会、その後に反省会っていうのを毎年やるんですけども、その反省会の中におきましては、そうした見直しの感想として各チームから寄せられた声でありますけれども「まあまあ良かったんじゃないか。」「今までにも増して非常に参加しやすかった。」そんな声も多く聞かれたところでございまして、今年40回の大会になる訳でありますけれども、今年もその考え方を基本にしながら、そして更に見直しを加えて住民の皆さんにより親しみやすい形で今年もまた行っていきたいという風に考えているところでございます。

いずれにしても、町民に愛される体育祭づくりという、これを進めることによって住民の皆さんの体育祭に対する意識を高めて、そして今程ご指摘のあったような課題の解決に繋げていきたいと、そんな思いでおるところでございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。

○7番（絵内勝己議員）まあそれぞれ時代に遭遇した取り組みをしたいという教育長のお話でありますけれども、やり方については色々あるとは思いますが、これは一つの例えであります。今、各チームに3万円でしたか、奨励金が支払われておるかと思っておりますけれども、ああいった例えば奨励金を一部、1、2、3位になったらそれぞれ商品を渡すような方法を、その分を一部回したりして、あと残りをそれぞれのチームで懇親会に回すような方法。というのはいくらか競争心を煽るような部分が僕はあっていいのかな。そんな感じは致します。今はこれは体育祭となっておりますけれども、昔は体育大会だったと思うんですよ、大昔は。それで、体育大会の時は色々問題があって体育大会を体育祭に変えたというのがちょっと記憶にあるんですが、あんまり詳しい内容についてはちょっと忘れちゃったけれども、そういったことを考えた時にやっぱりこういったスポーツっていうのは、やはり参加する皆さん方の競争心もどこかで煽るようなものを作るべきでないのかなと。そ

れでまあ沼田町にもそんなお金がある訳でもありませんので、今、金額が間違っていたらあれですけども、その3万円の一部をそんな一つの方法に使ってもどうなのかな、そんな感じがしております。それでやっぱり体育祭に参加する面白味っていうのがどっかでもう少しあっていいのかな、そんな感じがしております。例えばこれはちょっと余談になるかもしれませんが、まあ6月に入ったらよさこいソーランですか。あの踊りに全道はともかく、全国から、そしてまた海外からも参加させてくださいというような状況で、あのよさこいソーランの踊りが、あれほどに大きくなるとは誰しも思わなかったと思うんですよ。あれはやはりそれぞれの踊りの楽しみがあるからこそ、今日のああいっただ一つの状況になったと思うのであります。そんなことを考えた時に、私たちのこの町民体育祭にも、そんな一つの参加する人がたのしみを持てるようなもの、そんなようなものを作って行くべきでないのか、そんな感じがしております。だから、同じ奨励金を利用させてもらうにしても、そんな方法を踏まえて取り組んではいかがかと思えますけれども、教育長いかがでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、教育長。

○教育長（生沼篤司教育長）あまり、賞金のことは今まで考えたことはなかったんでありますけれども、この体育祭の目的とするところというのは、いわゆる住民の皆さんの健康づくりであり、また明るく豊かな地域づくりというところにあるという風に思っております。まあ確かに住民の体育祭に対する意識を高める手段の方法としてそういう商品、賞金というものも方法としてはあるのかもしれませんが、まあただその趣旨からしますとそういうことではなくて、やはり中身の、今日は一日そこに行けば皆さんと一緒に話もできるし、また体も動かせる。そういった楽しみを求めてくる。そういった形に持って行くべきだという風に私は思っております、まして、まして今これだけ地域間の差がついてきた中でそういうことをやりますと、ただでさえずっと下位に低迷している、最近下位に低迷しっぱなしだということで興味を失いつつある方々にとっては正に逆効果のような気も致しますので、そのことについてはちょっと今私の頭の中では今までは持ったことはありませんでしたし、これからもそうではないのかなという風に思っております。

面白味を感じさせるようなやり方をどうやって作って行くか。このことは今のよさこいソーランの話もありましたけれども、地域の中の特性を生かして、もっともっと興味を持ってもらえるようなやり方、スポーツ推進委員の皆さん方ですとかあるいは各行政区の皆さん方との反省会の中で色々ご意見なども聞かせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。

○7番（絵内勝己議員）今、教育長の答弁の中にもあったのかと思えますけれども、

この体育祭っていうのは、あくまでも町民の皆さん方が参加できる体育祭については親睦を深めたり、またふれあう体育祭、そしてまた健康を維持していく為のそんな部分という風にお話をいただいたところでもありますけれども、そうであるならばもう少し健康の部分を強調してのPRっていうのも必要でないのかなと思うんですけれども、まあ教育長そうやって仰いましたけれども、確かに体を動かすことによって、農業関係の人はとくにそうなんですけれども、片一方の筋肉ばかりしか使っていないくて、別の筋肉が使っていないよという部分が非常に多いわけなんですけれども、そういったことも含めて、例えばこの体育祭については保健福祉課の皆さん方の協力をいただきながら、またそれぞれの各団体の皆さん方の協力をいただきながら、何とかしてこの体育祭を楽しいものに作っていくべきだと考える訳であります。

私達の地域においてもあんまり選手の皆さん方が参加が悪いから、もうやめたらいいんでないかというそんな意見は全くないんです。そうでなくて「何とかしなきゃいかんぞな」と、お前何とかして一般質問で言わないからだって。本来、今言っても間に合わなかったんですけども、本当は前回の時に言うべきだったんですけども、別なテーマがありましたのであえて言わなかったんですけども、そんなことで町民の皆さん方が参加が少ないからやめたらいいっていう意見は、一部あるかもしれませんが、そんな意見ばかりじゃないんです。何とかやってほしいっていう。そしてまた役員になった人がたが、それに対して苦勞はしていただいているんですけども、なかなか苦勞に対して町民の皆さん方が協力をいただいているのがその現状なんですけれども、そんな面において心の教育を是非できるようなことがあっていいのかな。そういった心の教育については、教育委員長さんもそれぞれ専門の部分を持っておられたと思いますので、どうか一つそんなあらゆる面においてこの町民体育祭を盛り上げるべく、努力を更にしていくべきだと思いますけれども、最後になりますけれども教育長いかがでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、教育長。

○教育長（生沼篤司教育長）体育祭をやめたらいいんでないかという意見はないという話、非常にありがたく受け止めさせていただいております。

毎年ですね、この年に1回のイベントを楽しみにしていらっしゃる個人の皆さん、あるいは地域ですね、多々あるということを私どもも非常に聞いておりまして、現に毎年1,000人近くの方が会場に足を運んでくださる訳であります。

教育委員会といたしましても、この行事というのは途切れさせることなく、これからもずっと続けていくべき大事なイベントだと思っておりまして、そういうつもりでこれからも対処していきたいと思う訳であります。特に1年に1回、住民がふれあうこの場を作る。そのことによって地域が明るく活性化するというのであればそのこと自体が地域に住む人皆さんにとっても非常に意味のあることだと思う訳

であります。

ですから、願わくば各チームの中でももっともっと関係住民の皆さんにお声掛けをいただいて、とにかく今日は一日運動会に行って、皆さん楽しみましょうと、帰ったあとは慰労会でまた楽しい話をしましょうと。そういう働きかけをもっとチーム内でやっていただければなという風に思っているところでもあります。まあその地域の絆をより深める為に、逆にこの町民体育祭というものを地域自体がもっと利用してほしいというそんな思いを私どもも強く持っているところでございます。逆に、そのことについては私どもの方から、それぞれの地域の皆さんにお願いをしたいという風に思っている訳でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、以上を持ちまして、町長、教育長への一般質問を終わります。ここで暫時休憩致します。10分間休憩致します。

15時21分 休憩

15時32分 再開

（報告事項）

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。日程第6。報告第1号。繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題と致します。本件は報告事項であります。説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思います。報告第1号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮り致します。報告第1号は、報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は報告のとおり受理することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第7。報告第2号。株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出についてを議題と致します。本件は報告事項であります。説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思います。報告第2号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮り致します。報告第2号は、報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は報告のとおり

り受理することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長） 日程第 8。報告第 3 号。財団法人沼田交通教育協会の決算に関する書類の提出についてを議題と致します。本件は報告事項であります。説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思います。報告 3 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮り致します。報告第 3 号は、報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって、報告第 3 号は報告のとおり受理することに決しました。

（ 専 決 処 分 ）

○議長（杉本邦雄議長） 日程第 9。承認第 2 号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉財政課長） 承認第 2 号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成 25 年 6 月 20 日提出。町長名であります。

次の頁お開き願いたいと思います。

専決処分、地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、平成 24 年度沼田町一般会計補正予算専決第 3 号を別紙のとおり専決処分する。平成 25 年 3 月 29 日、町長名でありまして、別冊の一般会計専決処分第 3 号 1 頁をお開き願いたいと思います。

平成 24 年度沼田町一般会計補正予算専決第 3 号。平成 24 年度、沼田町の一般会計の補正予算専決第 3 号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、2,382 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、53 億 9,064 万 1 千円と定める。2 項以下省略を致します。平成 25 年 3 月 29 日、町長名であります。本専決予算につきましては、平成 24 年度決算の見通しを調整をした結果、減債基金の繰入金、1 億 8,460 万円を全額戻入れすることが可能になったということから、これを実行するための補正予算を専決処分させていただいたものでございます。

まず、7 頁の歳入の方をお開き願いたいと思います。まず、歳入であります、2 款地方譲与税から 8 頁の 10 款地方特例交付金までのいわゆる一般財源項目でありますけれども、それぞれ交付額の確定によりまして、増減補正をしたものでござ

います。

9頁をお開き願いたいと思います。11款の地方交付税であります、一般財源の総額調整と致しまして、増額の計上をし、収支の均衡をはかったものであります。

次に18款、それから19款につきましては個別の説明は省略をさせていただきます、基金に積み立てる財源としての寄付金の確定、調整、また基金充当事業における事業費の確定によりまして、各基金繰入金を2,182万5千円を減額補正。更に、決算処理と致しまして、減債基金の繰入金を1億8,460万円全額減額をしたものでございます。

次に10頁をお開き願いたいと思います。

22款の町債であります、これは起債額の確定に伴いまして、減額処理と致しまして、併せて3頁の第2表、地方債補正で限度額の補正を併せて行ったものでございます。

次に11頁、歳出の方であります、お開き願います。歳出補正の主な内容につきましては、まず、2款総務費から12頁の10款教育費まで、ここまでにつきましては各基金充当事業の確定及び起債額の確定によりまして、各関係予算の執行残を減額処理をし、基金及び起債財源を減額、充当したものであります。

13頁をお開き願います。11款の公債費であります、長期債の繰上償還財源と致しまして、減債基金として1億8,460万円、これを繰入計上致しておりましたが、先程申し上げましたとおり、決算処理と致しましてこれを減額し、一般財源に振替を行ったものでございます。

12款の諸支出金であります、財源となる寄付金の確定によりまして、積立金の減額を行ったものであります。

以上申し上げます、提案理由とさせていただきます。ご承認の程、宜しくお願いを申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、高田議員。

○3番（高田勲議員）専決とはいえ、町民の皆さんから預かっている大事なお金です、一つだけ聞かせてください。

11頁、3款1項2目高齢者福祉費の中で13節の委託料はこれは高齢者世帯緊急除雪対策事業費ということで、突発的なものに対応するためのお金だったと思います。19節の負担金及び補助金の中で、高齢者世帯等除雪費助成事業、これが233万6千円の減額になっているんですけれども、思い返してみますと非常に雪の多い年だったんだよなという気がしているんです。それで、降り方もその前の冬とは違って、集中的に大雪が降ったりして高齢者が2人とか1人で住んでいるお宅では誰も「今年の冬は除雪が楽だった」というようなお年寄りはいなかったんだろう

など思うんですけれども、元々の予算はどのくらいあるんだろうなと思って調べてみたら420万円です。執行率44%なんです。これは何でこんな数字になったのかな。逆に言ったら何でこんな予算を財政課長はうんと言ったのかなっていうことを聞きたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田憲司保健福祉課長）只今のご質問にお答えしたいと思います。実は、420万円という予算の中でこれは2つに分かれておりまして、当初予算では玄関前の予算が60世帯×2万円が120万円。それから屋根と窓のすかし、その予算で150世帯で2万円の300万円。合わせまして420万円という予算になっております。今回の実績にいきますと、玄関前が69世帯。それから、屋根、窓につきましては50世帯の実績になっておりまして、合計で126世帯186万4千円の事業執行という風になってございます。先程言いました金額で言いますと44%なんですけれども、世帯数で言いますと約60%になります。平均の助成額は2万円限度となっておりますけれども、実質的には1万5千円弱ぐらいの金額になっているという風になっております。この他の助成額と致しましては、社会福祉協議会のヘルパーさんの行く助成もありまして、その助成の対象と言いますと、41世帯があります。それで、150世帯というその目途をつけた部分につきましては、非課税世帯を300という風に見まして、その約半分、50%として150世帯。あるいは、昨年の23年度の実績から見ますと、この玄関前をやっている人がたが67世帯。それとヘルパーさんが行っている除雪サービスを受けている人が44世帯ということで111世帯が利用しているということから、それにプラスアルファをして150世帯というようなことで予算を執行させていただいております。

ただ、事業費が残った要因と致しましては、屋根、窓除雪の利用者の申し込みがやはり予想よりも少なかったということで、その要因は何かという風に考えますと、やはり自分で持っている除雪機を使って除雪をしている人が多い。それと、近くにお子さん達、親戚の方が来て除雪をしてくれている人もいらっしゃる。それから上限の2万円をいかないで、その金額に収まっている人もいらっしゃるということで実質的には230万円程残ってしまったという風になっております。

ただ、宣伝不足かという風に申しますと、昨年の10月から年6回お知らせ版に掲載しておりますし、前年度の実績を持っている方々については民生委員さんを通して全部にあたっておりますので、そんなことで利用率を上げているという風になっております。ただ、今回の補正で減額をしなかったという風になっておりますけれども、予算が余るのはある程度予想されたんですけれども、補正予算を提出するのが2月の下旬であったためにその後の雪の状況が良く分からないということで、予算をそのまま残させていただいたということになっております。ただ、平成25

年度につきましては、件数を下げまして、210世帯を170世帯に下げまして今年の予算を組まさせていただいているという状況でありますので、ご理解をいただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、高田議員。

○3番（高田勲議員）分かります。今年予算を見ますと、19節の方が340万円の予算。それから委託料の方が0円になっております。前にも予算委員会か決算委員会か忘れたけれども、やっぱりPRが足りないんじゃないかという思いがまだしているんですよ。きっと、正直説明しても十分に理解されていない方もいるのかもしれないけれども、その辺はこれから注意されてPRも含めてやっていただきたいと思いますが、担当課長としていかがお考えですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田憲司保健福祉課長）今後、冬期間に向けまして準備を進めさせていただきたいと思いますが、民生委員さんも含めまして、今地域おこし隊の方にもお願いをして回っていただいているという状況もございますので、そんなことを連携しながら、もっとPRをして利用率を上げていきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第2号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

（一 般 議 案）

○議長（杉本邦雄議長）日程第10。議案第48号。沼田町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。政策推進室長。

○政策推進室長（横山茂政策推進室長）議案第48号。沼田町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項により、沼田町過疎地域自立促進市町村計画を下記の通り変更する。本文7、教育の振興(1)現況と問題点の末尾に次の通り加える。また、北中空知4町の学校給食を現在配給

している北空知学校給食センターについては、建築を40年以上経過し、経年による劣化が著しく、改築が必要な時期に来ていることから、より地域の子どもたちに安心して安全な魅力ある学校給食を提供していく為の施設整備が必要となっています。

(2) その対策、主な施策の末尾に次の通り加える。広域での給食施設の整備を推進する。(3) 計画の(1) 学校教育関連施設を次のとおり改める。事業名、施設名に給食施設。事業内容、北空知圏学校給食組合給食センター建設事業。事業主体、北空知圏学校給食組合。平成25年6月20日提出。町長名でございます。

趣旨説明をさせていただきます。沼田町過疎地域自立促進市町村計画により、各種自立促進事業を推進しているところでありますが、この度、過疎債の活用にあたり、北空知圏学校給食組合給食センター建設事業を新規事業として搭載する必要が生じたため、計画の変更、追加を行うものでございます。なお、今回の変更につきましては、沼田町過疎地域自立促進市町村計画本文の変更にあたることから、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定に基づき、町議会の議決が必要となっているものでございます。以上、宜しくご審議の程議決くださいますよう宜しくお願いいたします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第48号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第11。議案第49号。沼田町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（辻広治総務課長）議案第49号。沼田町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について。沼田町職員の給与の臨時特例に関する条例を提出する。平成25年6月20日提出。沼田町長名でございます。

臨時特例に関する条例の条文の朗読につきましては省略をさせていただきます、

本条例の提案理由を説明させていただきたいと思います。町長の行政報告にもありましたが、国の平成25年度における地方公務員の給与について、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく、給与の減額支給を踏まえ、国に準じて必要な措置を講ずるよう要請がありました。これに基づきまして、町と致しましても本年の7月から明年の3月までの間、職員並びに特別職の給与の減額を行うための条例の改正を行う関係から、それぞれの関係条例が5条例あるところですが、今回この臨時特例条例を制定を致しまして、1本の条例の中でそれぞれ対応していきたいと考えてございます。それぞれありますが、まず、第1条ではこの条例が適用される期間、先程も申し上げましたが、平成25年の7月1日から26年の3月31日までの期間、職員の給料または特別職の給料等を削減をするということをお述べております。

第2条につきましては、第2条から第6条なんですが、これにつきましては給与額の減額率、または減額後の給与額を用いて計算する給与についての規定、減額後についての時間当たりの単位だとかそういうもの出すものについて規定をしております。

条文の関係につきましては、それぞれの中は後でお目通しをさせていただきたいと思っております。先程も申し上げましたように、特別職の給与に関する条例、それから教育委員会教育長に関する給与の条例、それから職員の給与に関する条例の特例、併せましてそれに関連する給与の減額に関連する職員の育児休業等に関する条例の特例、それと沼田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例、それぞれ出しております。一時間当たりの単価を出した際の端数計算の1円未満については切り捨てるということでの規定をさせていただいたところでもあります。先程の全員協議会の中でも説明をさせていただいたところでもありますので、一つご審議の程宜しくをお願いいたします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第49号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決し

ました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第12。議案第50号。沼田町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田憲司保健福祉課長）議案第50号。沼田町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。沼田町新型インフルエンザ等対策本部条例を提出する。平成25年6月20日提出。沼田町長名であります。

沼田町新型インフルエンザ等対策本部条例。（目的）第1条、この条例は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）以下法という。第37条において準用する法第26条の規定に基づき、沼田町新型インフルエンザ等対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

以下、条文を省略し提案理由を申し上げます。町長の行政報告にも申し上げました通り、東南アジアを中心とする高病原性鳥インフルエンザの鳥から人への感染、散発とウイルス異変によりまして、人から人への感染拡大に備え、対策の実効性を確保する為に新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定をされまして、本法に基づき緊急事態措置の実施にあたり、市町村に新型インフルエンザ等対策本部の設置が義務付けられたことから、対策本部に関し、必要な事項について条例で定めるものであります。第2条の組織では、新型インフルエンザ等対策本部長が事務を総括することになっておりますが、国の特別措置法の第35条に市町村の対策本部長は、市町村長を以って充てるという風になっておりますので、緊急事態が発生となりますと、町長を中心として対策本部を設置し、国や道の指示を得ながら住民に対し、新型インフルエンザの情報提供や蔓延の防止に努めることとなります。また、町と致しましては、新型インフルエンザ等の対策実施に関する行動計画を作成することになっておりますので、作成ができましたら議会の皆様にご報告を申し上げたいという風に考えております。なお、この条例につきましては公布の日から施行するという風になっております。

以上提案説明を致します。宜しくご審議の程お願いいたします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採

決致します。お諮り致します。議案第50号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第13。議案第51号。沼田町宿泊交流センター条例の制定についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（篠原毅教育次長）議案第51号。沼田町宿泊交流センター条例の制定について。沼田町宿泊交流センター条例を提出する。平成25年6月20日提出。沼田町長名でございます。

沼田町宿泊交流センター条例。以下条文の朗読を省略し、提案理由を説明いたします。旧高規格道路事務所の宿泊棟を沼田町宿泊交流センターとし、スポーツ、文化活動に関する合宿を受入れ、本町のスポーツ及び文化の振興と地域の活性化を図り、教育の振興と生涯学習活動の推進を図ることをこの施設の目的としております。施設の位置につきましては、字沼田106番地の7で農産加工場事務所の南側に隣接を致しております。使用料金の設定につきましては、近隣の研修施設等の使用料を参考としまして、安価に利用いただけるように設定しております。なお、条例の施行に関し必要な事につきましては、教育委員会規則に定めることとしております。条例の施行日につきましては、工期が7月19日になっておることから、7月25日と致してございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第51号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第14。議案第52号。沼田町民体育館設置条例の一

部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（篠原毅教育次長）議案第52号。沼田町民体育館設置条例の一部を改正する条例について。沼田町民体育館設置条例の一部を改正する条例を提出する。平成25年6月20日提出。沼田町長名でございます。

沼田町民体育館設置条例の一部を改正する条例。沼田町民体育館設置条例（平成14年条例第23号）の一部を次のように改正する。条文の朗読を省略し、提案理由を説明いたします。

先程ご説明致しております、沼田町宿泊交流センターを設置することに伴いまして、町民体育館の宿泊棟の機能を廃止する為に、別表を変更致しまして、競技場の使用のみの設定、これに変更しようとするものでございます。

また、条例の施行につきまして必要な事は、教育委員会規則に定めるように変更しようとするものでございます。施行日につきましては7月25日と致してございます。ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑無しと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第52号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第15。議案第53号。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉財政課長）議案第53号。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を提出する。平成25年6月20日提出、町長名であります。

沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。沼田町国民健康保険税条例（昭和35年、条例第14号）の一部を次のように改正する。改正条文につきましては

非常に煩雑となっておりますので、朗読を省略をさせていただきます、提案理由の説明を申し上げます。

まず、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されまして、4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の特定世帯に係る軽減特例措置を改正するほか、平成25年度保険給付の見通しから税率の改正を行ったものがあります。議員各位に資料をお配りをしているという風に思いますので、それをまずご覧をいただきたいと思いますが、まず、税制改正によるものでございますが、改正趣旨は資料の1頁に記載のとおり、平等割額の軽減特例措置の延長でございます。2人世帯で1人が後期高齢者医療へ移行し、もう一人が国保に残った世帯、特定世帯という訳であります。この者について平等割額を最初の5年間、半分にする現行措置に加えまして、その後3年間軽減割合を4分の1減額し、計8年間の軽減を図ることに改正をするものでございます。

次に税率の改正であります。平成25年度につきましては、国保会計により課税必要額、1億4,380万9千円の申し出がございまして、これを税率算定にあたっての一定の法的制限の中で算定し、改正を行ったものでございます。また、税率改正に伴いまして、低所得者等に対する応益分の税額についても、それぞれの軽減率、7割、5割、2割にそれぞれ改正をしたところであります。資料の2頁をご覧いただきたいと思いますが、仮に現行税率をそのまま据え置いた場合、この表の上段になります。現行24年度税率の欄であります。調定見込み額は必要額に対して、684万円不足することになります。これを、必要総額になるよう、税率を算定した結果、それが表の下段の方であります。医療分につきましては所得割、3.33%から3.78%に。均等割、31,000円から36,600円に。平等割27,000円から32,800円に。介護納付金分につきましては、所得割1.30%から0.98%に。均等割21,500円から19,700円に。後期支援分につきましては、所得割2.01%から1.81%に。均等割11,800円から12,100円に。平等割10,200円から10,400円に改めるとしたものでございます。これによりまして、本年度、一世帯当たり平均負担額、これが表に記載のとおり必要額、一世帯当たりの平均課税額27万2,092円となりまして、前年度比、22,484円の負担増となっております。一人当たりの平均課税額で行きますと、145,737円となりまして、9,780円の負担増となっております。なお、これら改正につきましては、5月16日付で沼田町国民健康保険運営協議会に諮問を申し上げ、6月6日付をもって適当と認めるとの答申をいただいているものでございます。

次に資料の3頁をお開き願いたいと思いますが、北空知管内の賦課の状況でございます。各市町の改正案を参考までに取りまとめたものでございますが、一世帯当

たり、一人当たり平均課税額欄の25年度、網掛けになっている部分の計の欄をご覧をいただければ、それぞれの平均課税額が出てございます。これを見ますと沼田町につきましての負担は若干負担的には高い水準という風になってございます。

次に資料の4頁をお開き願いたいと思いますが、ここでは改正前と改正後の影響額、これをそれぞれの3パターンで試算をしたものでございます。一つ目のパターンと致しましては24,400円の増額になります。二つ目のパターンと致しましては24,300円の増額。三つ目のパターンとしては、3,500円の増額になるという内容をお示しをしたものでございます。参考まででございます。お目通しをいただきたいと思います。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。ご審議の程宜しくお願いを致します。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議長（杉本邦雄議長）質疑無しと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決致します。お諮り致します。議案第53号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第16。議案第54号。北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（辻広治総務課長）議案第54号。北海道市町村総合事務組合規約の変更について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次の通り変更する。平成25年6月20日提出、沼田町長名でございます。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。この変更条文については省略させていただきますが、提案の理由を説明させていただきます。沼田町が加入する市町村総合事務組合の関係ですけれども、今回新たに一組合、これは北空知圏学校給食組合が新たに加入するということになったことから文言等の整理を行う必要が生じたので、今回規約を変更するものであります。なお、付則の方にも記載していますが、この規約の施行日は地方自治法の286条の規定が総務大臣の許

可された日から施行するという事になっておりますので、宜しくご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第54号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第17。議案第55号。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（辻広治総務課長）議案第55号。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次の通り変更する。平成25年6月20日提出、沼田町長名でございます。

この規約の変更の条文につきましても、省略をさせていただきますが、提案の理由と致しましては、今回新たな組合、北空知圏学校給食組合が新たに加入することになりましたのでその文言の整理を行うものでございます。これも付則に記載してございますが、先程の規約と同様、総務大臣の許可の日から施行することになりますので、宜しくご審議の程宜しくお願いを致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第55号は、原案のとおり決することにご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第18。議案第56号。平成25年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉財政課長）議案第56号。平成25年度沼田町一般会計補正予算について。平成25年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成25年6月20日提出、町長名であります。

別冊、一般会計補正予算第2号1頁お開き願いたいと思います。

平成25年度沼田町一般会計補正予算第2号。平成25年度、沼田町の一般会計の補正予算第2号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、7億6,754万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、47億7,603万9千円と定める。2項以下省略を致します。平成25年6月20日提出、町長名であります。

まず、10頁の歳出の方をお開きを願いたいと思います。まず、歳出の3款であります。民生費であります。1目の社会福祉総務費、1,520万円の減額でございます。これは繰出金の減額であります。国保会計の財政健全化計画によりまして、税負担軽減分、共同事業の差額分を法定外繰出として一般会計より支援をしているところでございますけれども、国保会計において前年度繰越金、2,962万円を生ずることから、当初2,020万円の繰出金から見合いの額を減額するものであります。

次の頁をお開き願います。4款衛生費であります。2目の健康推進費、100万円の増額であります。委託料で80万円、扶助費で20万円でありますけれども、平成2年4月1日以前に生まれた町民を対象に風疹ワクチンの接種、この費用を全額助成するものでございまして、委託料につきましては深川医師会との協定医療機関に対するものでございます。扶助費につきましてはそれ以外の医療機関で摂取した場合の予算分けとしているものであります。

次、6款農林水産業費であります。2目農業総務費であります。負担金補助及び交付金で829万2千円の増額でございます。これにつきましては、強い農業づくり事業、経営体の育成補助金の採択を受けました、4経営体に対する農業用機械導入事業補助金の計上でございます。これは国の補助金を受けて、そのまま支出がかかりますトンネル補助金でございます。ちなみに4経営体の事業費総額は2,831万7千円でございます。

次に4目の農地費であります。210万円工事費で増額を致してございます。東予中央線の排水路の改修工事であります。当初予算計上を致してございましたけれども、設計労務単価が15%アップをしたことによりまして、その跳ね返りで工事費の増額となったものでございます。

次に8目の農産加工場製造費であります。補正額が6億5,014万2千円であります。役務費から18備品費まで加工場の新設に係る経費でございますが、平成24年度国の一次補正によりまして、農林水産物処理加工施設整備事業、これが採択になってございます。設計委託につきましては当初計上しておりまして、既に執行されているところでございますが、整備費の総額につきましては、実施設計で1,732万5千円、本体工事4億2,000万円、備品購入で2億3,126万円、計6億6,858万5千円となっております。この整備費総額に係ります財源につきましては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、これを2分の1、3億3,429万2千円をあて、差引、地方負担額3億3,429万3千円が発生する訳ですが、この90%これを地域の元気臨時交付金、額にしますと3億86万3千円になります。これが交付金として発生してまいります。これを直接当該事業に充当致しまして、差引3,043万円、これを一般財源として処理するものでございます。今回の補正につきましては実施設計費の執行残の減額にあわせまして、本体工事、それから備品購入費の外、確認申請手数料、これを計上致しまして、6億5,014万2千円の補正増としたものであります。

次に12頁、次の頁をお開き願いたいと思います。8款の土木費であります。1目道路橋梁維持費1,050万円でございます。町道東予一号線の側溝新設工事、L=300mであります。町道高台幹線歩道舗装改修工事L=1,470mの事業費であります。当初予算において保留としておりました、総額7,000万円事業の内の維持工事の事業でございます。予算委員会でもご説明をさせていただいているところでありますが、国の一次補正による地域の元気臨時交付金を充当する、いわゆる単独事業と致しまして、3月補正予算に追加公共事業がまとまれば、この事業に充当したいという中で、当初事業保留としていたものでございます。

次に2目道路新設改良費であります。6,050万円の追加でありまして、委託料で60万円、工事請負費で5,990万円あります。町道北通線歩道拡幅工事、これが100万円の増でございます。それから町道東予中央線の投雪害防止工事増、120万円の増でございます。いずれも本年度完了工事ではありますが、これにつきましても、設計労務単価の増額によりまして、工事費の増となっているものであります。

次に町道南4号線の改良工事、L=146mであります。これは厚生病院の南側の道路、レジデンス厚生前の通りであります。それとこの事業で4,600万円

の工事費であります。それから、町道南仲小路線の側溝改修工事、L = 220 m、工事費1,170 mであります。これは継続事業で酔心前から行っている訳であります。本年度、やま田さん前通り、ここを実施するものでございます。これにつきましても、当初予算におきまして保留としていた事業、総額7,000万円の内の事業の一つでございまして、これを今回計上したものであります。なお、この財源につきまして、国・道支出金で785万3千円充当致してございますが、これは地域の元気臨時交付金、これは加工場の元気交付金ではなくして、いわゆる農業基盤整備促進事業、道営事業の国費の追加によります事業費裏、これの90%の額、これが785万3千円が第1次で配分がなされておりますのでこれを充当したものでございます。

次に3項河川費の1目河川総務費であります。工事請負費で570万円。沼田排水機場の屋根、外壁の改修工事であります。これにつきましても当初予算において保留と致しておりました保留事業でございまして、これを今回計上したものでございます。

次に4項都市計画費であります。2目公園費、13節委託料で150万円の増であります。公園管理業務委託料の増と致しまして計上したものであります。オートキャンプ場の野外卓の撤去費用でございまして、老朽化に加えまして、近年、キャンプの仕方も変化していることから、キャンパーさんもなかなか野外卓というものをあまり好まなくなってきたということもございまして、これを撤去するものとして予算計上したものでございます。

次の頁をお開き願いたいと思いますが、5項住宅費1目住宅管理費であります。422万5千円の補正増でございまして、工事費で307万7千円。補償補填及び賠償金で114万8千円でございます。沼田町公営住宅等長寿命化計画によりまして、平成25年度で西町公営住宅の用途廃止を計画を致してございます。新設の農産加工場用地にもあたるところであります。西町の公営住宅解体工事、1棟4戸分、それから戸あたり16万4千円の7戸分の移転補償費、これを計上したものであります。なお、財源につきましては2分の1が国から交付をされる。いわゆる長寿命化計画に搭載された事業としてこれが交付されるものであります。

次に9款の消防費であります。1目消防施設費、これは財源の移し替えでございまして、地方債2,070万円を減額して一般財源に振り替えたものでございます。この関係につきましては、2目の防災費の補正と絡むものでございます。3,471万円を防災費の中で補正増致してまして、委託料で479万5千円。工事請負費で2,991万5千円。これを増額をしたものでございます。

ちょっと話がややこしくなるかもしれませんが、庁舎と消防施設の耐震施設整備事業でございまして、沼田町役場と消防庁舎、これは合築されていまして、一

般的に見れば役場庁舎と同じという風な捉え方をされる訳ではありますが、基本的に沼田町の中に消防事務はございませんで、消防庁舎を含め消防事務は全て組合事務になってございます。ですから、そのところは予算上もきちっと分離をしなければならないということが大原則となっております。そこで、この補正につきましては事業費の増額とかという補正ではなく、現行予算上、いわゆる財務処理上で支障が出ることから組み換えを行ったものでございます。その組み換えは沼田町と消防組合との組み換えの関係になります。現行消防組合へ負担金を支出して、組合がいわゆる消防施設部分の事業費を支出するというようにしておりましたけれども、契約上、組合が工事費等支出を行うことにつきましては困難であることから、組合から工事の委託を沼田町が受けまして、一括沼田町が工事を執行して支払いも沼田町が一括行うということにしたものであります。組合からは工事負担金を歳入する仕組みに組み替えたものでございまして、沼田町から負担金として組合に支出したものが工事負担金として沼田町が歳入をすると、それを財源に沼田町が一括工事を行うということで支払業者に対して、いわゆる債権債務がそこできちっとした形になるということにしたものでございます。当初ここまで考えが及んでいなかったということに関して、大変私ども反省をしている訳ではありますが、対組合との関係になりますと非常に厄介なことになるということが気づきまして、今回補正を上げさせていただいたものでございます。

次の頁をお開きを願いたいと思いますが、10款教育費であります。5項の社会教育費とそれから6項の保健体育費、これはリンクをしているものでございます。

11目の宿泊交流センター費につきましては、新目を立てたものでございまして、単行条例が出来上がりまして、いわゆる体育館の施設との分離を図られたものでございます。当初宿泊研修棟の改修事業につきましては、町民体育館の宿泊施設として、いわゆる別棟の建物を改修して、体育館の機能として持たす、そういったような予算の内容になっておりましたが、今回これを切り離しまして、単行条例のあったように社会教育施設としての機能を持たすことと致しまして、体育施設費から予算の移し替えを行ったことと、併せて改修費を増額補正し、更に運営管理に係る必要な経費を計上したものでございます。

以上が歳出でございまして、次に7頁、歳入の方をお開き願いたいと思います。まず、11款地方交付税であります。特定財源を充当しても、なお不足する額につきまして、地方交付税を増額を致しまして収支の均衡を図ったものでございます。このうち、先程申し上げておりました、当初補正事業のため、事業留保しておりました事業財源7,000万円、これはこの中に含んでいるというものでございます。

15款の国庫支出金でございしますが、3目農林水産業費国庫補助金3億2,500万円、これにつきましては農産加工場整備に対する交付金であります。4目の土

木費国庫補助金211万2千円。社会資本整備総合交付金であります。これは西町公営住宅の用途廃止に係ります解体撤去分、2分の1の措置であります。それと7戸移転補償を見ております交付金の歳入でございます。

次に7目の総務費国庫補助金で今回新たに補正として出しております。3億871万6千円。地域の元気臨時交付金であります。5月27日に1次分の交付限度額が配分されております。配分されたものは、農産加工場に係ります農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、これに係るものの90%相当分、これは農産加工場整備事業に直接充当してございます。それから道営事業、経営体育成基盤整備事業の地方負担分。これの90%で785万3千円。これは土木費、道路新設改良費の単独事業に充当したものでございます。この2本が1次分として交付限度額が配分されたものでございます。

次の頁をお開き願いたいと思いますが、16款道支出金であります。3目衛生費の道補助金で193万円の減額でございます。妊婦健康診査支援事業の補助金、それからワクチン接種緊急促進事業交付金として、これはヒブそれから小児肺炎球菌、それから子宮頸がん、これに係る補助金であります。これは一般財源化による補助金の減という風になってございます。これは年少扶養控除等の見直しによる増収分がここにあたるという風になっておりまして国の平成25年度における年少扶養控除等の見直しによる地方財政の追加増収等の取扱いについてという通達に基づくものでございます。

それから5目の農林水産業費道補助金829万2千円であります。これは先程農業費の方で申し上げました、農業用機械導入に対するトンネル補助金でございます。

19款の繰入金であります。財政調整基金の繰入金5,000万円の減額を致してございます。これは20款の繰越金の補正とリンクを致しております。当初、予算編成の折に財源不足によりまして、財政調整基金の取り崩しを計上して何とか予算編成をしたところでございますが、24年度決算でこれを処理できるだけの繰越金を作ることができたことから5,000万円の財調繰入金を減額補正とするものでございます。

次に20款繰越金であります。当初500万円のところ1億1,412万1千円を追加を致しまして、1億1,912万1千円、これが平成24年度からの純繰越金であります。総額1億2,727万1千円が24年度の繰越でありますけれども、繰越明許財源、815万円がございましてこれを差し引いたもの、これが1億1,912万1千円でございます。これが純繰越金でございます。

次の頁をお開きを願いたいと思います。21款の諸収入、5目の雑入であります。3,452万4千円。これは先程消防費でお話を申し上げました、沼田町が消

防施設の耐震化も一括契約をし、受託事業として執行することから消防組合から工事負担金として歳入するものでございます。

22款町債につきましては、それに伴いまして、消防施設側に係る起債を減額をしたものでございます。

以上で補正第2号の提案理由とさせていただきます。ご審議の程、宜しく願いを致します。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、久保議員。

○4番（久保元宏議員）4番久保です。課長から説明が無かった部分なんですけれども、小さい金額なんですけれども、10頁の新エネルギー推進費ですね、これの食糧備蓄基地構想なんですけれども、午前中町長の方からの施政方針でも一言あった部分の整合性のある予算付けだと思うんですが、午前中も町長あの情報収集等ということでちょっと余りにも受け身な感じの印象があったんですけれども、この金額も含めて、この協議会の設立の過程も横目で見させていただいて、ちょっと余りにもこれは受け身でないかと、もうちょっと能動的な参加の方法がないかなと思っています。それで、参加の他の団体との調和のこともあるのでまあそういうんでしょうけれども、せつかくこういう組織があるのであれば他の市町村との連携を取って、もうちょっと戦略的な方向をする構想があつての予算付けなのか、ただ単に言われたから、このお金を払いましたという予算付けなのか、そこら辺の戦略的なお話を伺いたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、政策推進室長。

○政策推進室長（横山茂政策推進室長）この案件につきましては、まあ過去の経過もお話をさせていただきまして、3月の下旬に急遽解散総会ということで、その後4月の27日だったかと思いますが、札幌にて設立総会が開催をされる案内が来ました。それで、参加の意思が無ければ、会の出席あるいは情報等は一切出せないというそんな状況からですね、まず沼田町としては引き続き情報収集等も含めて参画の意思を提示をし、総会に参加をさせていただいたという、そういう主旨、経過がでございます。それで、具体的には総会の席上で今後の事業の展開等の説明があつた、そういう状況でもございまして、より具体的な内容については今後各種事業等実施をしていくというそんな状況で総会は終わったような状況でもございます。

私どもと致しましては、そのような状況からまずは参画をさせていただいて、今後の動きあるいは国に対する要請ですとか活動内容についてを、確認を取った上で取り組みを進めていきたいというそんな状況から本日に至っているという点をまずご報告させていただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、久保議員。

○4番（久保元宏議員）報道も聞いておりますし、課長の説明も前回聞きましたけれども、参加している団体との横のつながりで、もうちょっと発言力を沼田町の市町村並びにその雪に関わっている団体が、国に対して物申せるような雰囲気を作った方が良くと思うんですけれども、そういうような準備のようなこととかをあれから日にちが経っているんですけれども、これからそのようなことをしていくようなことがあるのかと、あと今回この予算が付く方向に向かっているんですけれども、これ以外に私が今期待をしているようなことに対しては、ここでこういう予算があるから安心せよというのが、もしあれば申し添えていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、政策推進室長。

○政策推進室長（横山茂政策推進室長）今回の補正につきましては、あくまでもこの協議会に参画する年会費という状況でご理解をいただきたいと思います。なお、協議会の方の活動経過ということでご報告したいと思いますが、先般、6月の下旬に国の方に対して要請活動をされているということでご報告を聞いております。まあその経過も引っ括めまして、7月の11日に協議会のセミナーが開催されるということで、またその点参加をさせていただいて今後の対応策等を考えていきたいという風に思っております。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）はい、その他にありませんか。はい、渡邊議員。

○10番（渡邊敏昭議員）14頁だと思うんですけれども、宿泊交流センター等改築工事の絡みなんですけれども、こういった工事の請負だとか備品購入は、お互い宿泊交流センターの方にスライドされたものじゃないかなという風には思うんですけれども、何気に金額が上がっているのは何か理由があるのか聞かせていただければと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、建設課長。

○建設課長（中野栄治建設課長）15節の工事請負費が当初1,999万2千円から、2,088万4千円に上昇しているところがございますが、これにつきましては改修工事でございます、当初見込めなかった内部解体時に下地の不備等が発見されまして、それによる設計変更をして工事を進めなければならないような状況でございました。その為の経費として工事費は増額しているところがございます。また、他の役務費、委託料等につきましては当初予算で予定されていなかったものを計上させていただいたところがございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第56号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第19。議案第57号。平成25年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園長（橋 英則和風園長）議案第57号。平成25年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成25年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成25年6月20日提出。町長名でございます。

別冊の特別会計補正予算第1号の1頁をお開きください。

平成25年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算(第1号)。平成25年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,656万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2億5,739万7千円と定める。2項については省略させていただきます。

(「説明省略」の声あり)

○和風園長（橋 英則和風園長）以上で説明を終わります。宜しくご審議の程お願いいたします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第57号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第20。議案第58号。平成25年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園長（三浦剛旭寿園長）議案第58号。平成25年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成25年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成25年6月20日提出。町長名でございます。

別冊、平成25年度特別養護老人ホーム特別会計補正予算第1号の1頁をご覧くださいと思います。

平成25年度特別養護老人ホーム特別会計補正予算第1号。平成25年度沼田町の特別養護老人ホーム特別会計の補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、29万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3億3,708万6千円と定める。2項につきましては省略致します。平成25年6月20日提出、町長名でございます。

今回の補正の内容について説明致します。平成24年度からの繰越金が670万9千円となり、これによる財源の整理と人事異動に伴います必要経費の計上を行ってございます。

6頁の歳出をお開きいただきたいと思います。1款総務費1目一般管理費の旅費23万円の増額ですが、職員の人事異動に伴い、管理上必要となる資格を取得するため、職員研修等の旅費等を計上しております。また、補正額の財源内訳で繰越金の確定により、特定財源のその他から一般財源への財源振替をしたものでございます。

続きまして、5頁の歳入をお開きいただきたいと思います。4款繰越金、1目繰越金ですが、前年度繰越金が確定し570万9千円の増額となっております。この繰越金の確定に伴い、5款繰入金の基金繰入金ですが、541万3千円を減額させていただきます。それから、6款諸収入、1目雑入については介護収入と利用者負担金に未収金が発生したために、今回新たに過年度収入の節を設けたところでございます。以上、ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第58号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第20。議案第59号。平成25年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。グループホーム施設長。

○グループホーム施設長（三浦剛グループホーム施設長）議案第59号。平成25年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について。平成25年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成25年6月20日提出。町長名でございます。

別冊、高齢者グループホーム特別会計補正予算第1号の1頁をご覧ください。

平成25年度高齢者グループホーム特別会計補正予算第1号。平成25年度沼田町の高齢者グループホームなごみ特別会計の補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、410万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、4,353万1千円と定める。2項については省略致します。平成25年6月20日提出、町長名でございます。

今回の補正の内容につきましては、旭寿園と同じく24年度からの繰越金の確定に伴いまして25年度予算の整理を行っております。

5頁の歳入をお開きいただきたいと思っております。4款繰越金ですが、前年度繰越金の確定により410万7千円を増額してございます。

次に6頁をお開きください。歳出でございますが、歳入で説明致しました繰越金を一般管理費に計上しております。主に需用費、407万7千円に計上させていただいておりますが、平成12年の開設以来13年、施設が経過してございまして、継続して使用している設備、備品等の緊急的に必要となる修繕費用と致しまして、今回計上させていただいておりますので、ご審議の程宜しくお願い致したいと思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第59号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第22。議案第60号。平成25年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田憲司保健福祉課長）議案第60号。平成25年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。平成25年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成25年6月20日提出。沼田町長名であります。

別冊の介護保険特別会計補正予算第1号の1頁をお開きいただきたいと思っております。

平成25年度沼田町介護保険特別会計補正予算第1号。平成25年度沼田町の介護保険特別会計の補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、524万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3億3,725万3千円と定める。2項省略致します。平成25年6月20日提出、沼田町長名であります。

今回の補正につきましては、平成24年度決算に伴う繰越金の確定と前年度の介護給付費確定に伴う国等への返還金と、道からの負担金を計上致しております。

歳出からご説明を申し上げます。

（「説明省略」の声あり）

○保健福祉課長（吉田憲司保健福祉課長）宜しくご審議の程お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第60号は、原案のとおり決することにご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長(杉本邦雄議長) 日程第22。議案第61号。平成25年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(吉田憲司保健福祉課長) 議案第61号。平成25年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成25年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成25年6月20日提出。町長名であります。

別冊の国民健康保険特別会計補正予算第1号の1頁をお開きいただきたいと思えます。

平成25年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算第1号。平成25年度沼田町国民健康保険特別会計の補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、209万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、5億3,142万7千円と定める。2項を省略させていただきます。平成25年6月20日提出、沼田町長名であります。

今回の補正につきましては、歳入においては、平成24年度の決算による繰越金の確定と税率の改定による現年度課税分の補正、前年度療養給付費の確定による国庫支出金等の再算定による補正、更には一般会計からの繰入金については減額を補正を致しました。対します歳出につきましては、平成24年度の療養給付費が確定したことによる療養給付費の補正と納付金の概算通知による介護給付費納付金及び償還金の補正、更には財源を充当した残り分につきまして、予備費上乗せをして、療養給付費が伸びた場合の財源とする補正を組んでおります。

歳出の方から説明を致します。10頁、

(「説明省略」の声あり)

○保健福祉課長(吉田憲司保健福祉課長) 宜しくご審議お願い致します。

○議長(杉本邦雄議長) はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) 質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第61号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

（会議時間の延長）

○議長（杉本邦雄議長） なお、本日の会議は5時までとなっておりますが、全議案終了まで予め延長致します。

○議長（杉本邦雄議長） 日程第24。議案第62号。平成25年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田憲司保健福祉課長） 議案第62号。平成25年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について。平成25年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成25年6月20日提出。沼田町長名であります。

別冊の沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算書第1号の1頁をお開きいただきたいと思っております。平成25年度沼田町後期高齢者、

（「説明省略」の声あり）

○保健福祉課長（吉田憲司保健福祉課長） 宜しくご審議お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長） はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第62号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。ここで暫時休憩致します。

16時56分 休憩

(日程の追加)

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只今、町長より議案1件、津川議員他3名より発議1件が追加案件として提出されました。この際、これを日程に追加致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって日程第25、議案第63号。沼田小学校グラウンド整備工事の請負契約について。日程第26、発議第4号、沼田町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定について。以上2件、日程に追加することに決しました。

(追加議案)

○議長（杉本邦雄議長）日程第25。議案第63号。沼田小学校グラウンド整備工事の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（中野栄治建設課長）議案第63号。沼田小学校グラウンド整備工事の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。記、1、契約の目的、沼田小学校グラウンド整備工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、8,956万5千円。4、契約の相手方、沼田町字旭町15番地の9、渡部建設株式会社、代表取締役、渡辺稔。5、工事場所、本通6丁目。6、工期、契約の日から133日間。平成25年6月20日提出。沼田町長名でございます。

次に資料と致しまして、入札に参加しました業者名が記載してございますのでお目通し願いたいと思えます。

次に、工事の概要についてご説明申し上げます。本工事におきましては、グラウンド整備工、合計12,600㎡を整備するものでございます。主な内容につきましては、土の部分のソイレックス表層工という部分が5,260㎡。それから吹きつけ芝、張芝合わせまして7,229㎡。その他遊歩道等の整備を行うこととしております。遊具と致しましては、シーソー、鉄棒が6基。その他に健康遊具と致しまして、背伸ばしベンチ、バランス円盤等、その他5基を設置するものでございます。学校菜園につきましても、10m×20m程度で整備するものでございます。以上でございます。ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、絵内議員。

○7番（絵内勝己議員）このグラウンドの整備の中に、暗渠の排水は入っているんですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、建設課長。

○建設課長（中野栄治建設課長）暗渠排水工につきましては、合計1,398mの透水管を入れることとなっております。大体ピッチが10m程度で全体的に入れることとしております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。

○7番（絵内勝己議員）暗渠排水のパイプについては素焼き管みたいのを使うんですか。それとも火山灰で作った全部が、言い方悪いけど穴の開いたというかがサガサの状態での今の中学校、元の高等学校のグラウンドがそういったパイプを使っているんですけれども、そういったパイプを使う予定になっているんですか、どうなんですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、建設課長。

○建設課長（中野栄治建設課長）今回、素焼き等の検討も致しましたが、表土的にまだグラウンドにおいては実証がないということから、通常の塩ビ系のパイプに穴の開いた透水管を用いることとしております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。

○7番（絵内勝己議員）私達農家なので、色々と水田や畑にそれぞれ暗渠も常時入れる訳ですけれども、その中で塩ビ管の効果というのは非常に薄いんですよ。正直言って。やはり塩ビ管を使うぐらいだったら素焼きの管を使った方が効果がある。水を吸うというかそんな部分を持っているんですよ。塩ビ管というやつは埋設した時はいいんですけれども、圧力で潰れる可能性ってのは、～～する時に潰れる可能性があるんですよ。ですから、そういったことを検討すべきではないかと思えますけれどもいかがですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、建設課長。

○建設課長（中野栄治建設課長）今の段階の設計では、表層が10cm、その下に砂利層を15cm入れまして、その下40cm程度のところに塩ビ管を配置して、その周りは全部粗い砂利で覆うということにしておりますので、詰まりも少なく、今のところではこれで十分大丈夫だということで設計しております。

○議長（杉本邦雄議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採

決致します。お諮り致します。議案第63号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長(杉本邦雄議長) 日程第26。発議第4号。沼田町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定についてを議題と致します。ここで、提案理由の説明を求めるところですが、この際、説明質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑を省略することに決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。発議第4号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

(閉 会 宣 言)

○議長(杉本邦雄議長) 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了致しました。これにて平成25年第2回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦勞様でした。

17時03分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員